

総合計画審査特別委員会
民生福祉分科会記録

令和3年11月16日

【開催日】 令和3年11月16日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午後3時50分

【出席委員】

分科会長	松尾数則	副分科会長	白井健一郎
委員	大井淳一郎	委員	奥良秀
委員	福田勝政	委員	山田伸幸
委員	吉永美子		

【欠席委員】 なし

【分科会外出席議員等】

副議長	中村博行		
-----	------	--	--

【執行部出席者】

福祉部長	兼本裕子	福祉部次長兼社会福祉課長	岩佐清彦
福祉部次長兼健康増進課長	尾山貴子	高齢福祉課長	麻野秀明
高齢福祉課主幹	大井康司	高齢福祉課課長補佐兼地域包括支援センター所長	荒川智美
高齢福祉課主査兼介護保険係長	篠原紀子	高齢福祉課介護保険係長	藤永一徳
高齢福祉課高齢福祉係長	原川寛子	健康増進課課長補佐兼健康増進係長	大海弘美
健康増進課主査兼健康管理係長	林善行		
市民部長	川崎浩美	市民部次長兼市環境課長	梅田智幸
生活安全課長	山本満康	生活安全課課長補佐	西村一郎
生活安全課市民相談係長	三浦陽子	生活安全課防犯交通係長	中野朋
市民活動推進課長	河上雄治	市民活動推進課課長補佐兼市民活動係長	西崎大
市民活動推進課市民活動係主任	増本順之	市民活動推進課人権・男女共同参画室主任	岡野文恵
病院事業管理者	矢賀健	病院局経営企画室長	古川真一
病院局事務部長	國森宏	病院局事務部次長	和氣康隆
病院局総務課主幹	藤本義忠	病院局総務課経理係職員	岩本隆嗣
企画課主幹	工藤歩	企画課主査兼政策調整係長	佐貫政彰

【事務局出席者】

事務局次長	島津克則		
-------	------	--	--

【付議事項】

- 1 議案第79号 第二次山陽小野田市総合計画に係る基本構想の改訂及び中期基本計画の策定について（民生福祉分科会所管部分）

松尾数則分科会長 おはようございます。それではただいまから、議案第 79 号第二次山陽小野田市総合計画に係る基本構想の改訂及び中期基本計画の策定について、民生福祉分科会所管部分について審査していきたいと思います。今日は審査番号①、基本施策 2 高齢者福祉の充実について審査していきたいと思いますので、よろしくお祈いします。なお、今日はかなりハードなスケジュールになってくると思いますので、よろしくお祈いします。まず、執行部から説明をお祈いいたします。

麻野高齢福祉課長 よろしくお祈いいたします。それでは、高齢福祉課より御説明いたします。14 ページをお開きください。基本施策 2 高齢者福祉の充実についてです。まず、2029 年のあるべき姿を、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく、安心していきいきと暮らし続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されていますとしています。これは、いわゆる地域包括ケアシステムが有効に機能し、高齢者にとって望ましい生活環境が確保されている状態を表現したものでございます。なお、前期計画の基本方針では「高齢者が重度な要介護状態になっても」と前置きしており、少し限定的な内容となっていたため、中期計画では高齢者全体を対象とした表現にいたしました。次に現状と課題についてです。2029 年のあるべき姿の実現に向けて、4 点ほど挙げております。1 点目として、令和 2 年度末の高齢化率は 34% を超えており依然高い水準であることから、高齢者の社会参加や地域貢献できる環境づくり、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるための支援体制の充実が必要です。2 点目として、今後しばらくは後期高齢者が増加し、要介護者や認知症の人が増加する見込みであることから、介護予防の取組や、認知症の人が社会参加できる環境づくりへの取組の充実が必要です。3 点目として、高齢化の進展により介護需要が増加する中、介護保険サービスの円滑かつ持続的な運営のための取組を充実させる必要があります。4 点目として、介護予防の取組や介護サービス現場、介護保険事務における ICT 活用が十分ではありませんとしております。これらの課題解決に向けて、中期計画期間 4 年間の目標を 6 項目設定いたしました。1 点目として高齢者が生きがいを感じるができる活動の場の拡充、2 点目として行政及び地域による見守り・生活

支援体制の拡充、3点目として介護予防、重度化防止の取組の拡充、4点目として認知症の人や家族が安心して暮らせる地域づくり、5点目として介護給付適正化及び介護サービスの適正な運営の確保、6点目として介護分野におけるICT活用の推進（介護予防・介護サービス現場・事務効率化等）としております。この4年間の目標6項目は、15ページから記載している、各基本事業の取組内容とリンクをしており、各基本事業で取り組む内容を簡潔にまとめたものとしております。また、各基本事業は、前期計画から変更しておらず、中期計画でも引き続き取り組んでいく必要があるとして設定しております。次に、目標指標の老後が不安なく暮らせると感じている人の割合は、この度の計画策定に係る市民アンケートの結果を基に設定しており、老後が不安なく暮らせている人の割合を測ることで、高齢者福祉の充実度を測ることができると考え、設定いたしました。現状値45点に対し、令和7年度を49点としたことについて、老後の不安要素は多岐に亘ると考えられますが、高齢者福祉施策の面から毎年1ポイントずつの向上を目指したいと考え、4年間で4ポイント上昇の目標値といたしました。なお、前期計画の指標で要支援・要介護認定率を全国平均まで改善させるとしておりましたが、中期では削除いたしました。要支援・要介護認定率は介護予防の取組の成果の判断材料の一つになるとは考えられるものの、平成30年度末の全国平均よりも本市のほうが下回っているということと、認定率を下げるのが全てではなく、認定の必要な方には認定を受けていただき、必要な介護サービスを受けていただきたいと考えるものからでございます。次に、基本事業について御説明します。15ページをお開きください。基本事業1生涯現役社会づくりの推進です。この事業では、高齢者が、自ら意欲的に様々な分野で活躍できる環境づくりを進めます。また、社会福祉協議会などによる地域における福祉活動について情報発信や支援に努め、ボランティア活動の機会と場の提供に積極的に協力します。評価指標については、介護支援ボランティア登録者数としております。介護支援ボランティアとは、いきいき介護サポーターとして登録した方が、介護施設等でレクリエーション、施設行事の手伝いや入所者の話し相手などのボランティア活動を行うものですが、ボランティア活動を行う高齢者自身の健康増進や介護予防を目的とし、その活動に応じてポイントを付与し、そのポイント数に応じた交付金を市が交付するものがございます。登録者の現状値197人に対し、毎年10人増加を目指して、目標値を250人と設定しました。主要事業について、一つ目は、高齢

者の地域、ボランティア活動への参加促進事業です。これは、先ほどの介護支援ボランティア活動事業が主なものでございます。高齢者がボランティア等を行うことで、その方の社会参加と介護予防についても促進していきたいと考えております。二つ目は、高齢者の活動拠点の確保・生きがいづくり推進事業です。9月の敬老月間に併せた様々な敬老事業や、老人クラブや老人クラブ連合会の活性化事業、老人クラブ大会やグラウンドゴルフ大会、老人スポーツ大会を推進する生きがいと健康づくり推進事業を行います。次に、基本事業2 高齢になっても住みよい地域づくりです。この事業では、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を実現できるよう、ボランティア、民間企業など地域の多様な主体により、地域の中で高齢者の外出支援や見守り、買い物やごみ出しなどの多様な生活支援を確保できるようにしていきます。また、医療職、介護職、民生・児童委員など多職種連携により在宅介護を支える体制の充実を図ります。評価指標について、一つ目は安心相談ナースホン利用者数としております。安心相談ナースホンとは、急病時等の緊急通報や日常の健康相談を行うことができる機器で、ナースホンの利用者数を増やすことで、生活に不安のある高齢者の安全確保と不安解消につながるため、指標として設定しています。現状値に対し、毎年20人ずつ利用者を増やしていきたいと考え、目標値を441台としました。もう一つの指標は、第二層協議体設置箇所数としています。地域におけるニーズを把握し、地域の実情に応じた生活支援体制を推進する第二層協議体を市内小学校区11か所に設置するよう取り組んでおり、現状値は7か所設置済みですが、令和7年度には11か所全てに設置することを目標値としております。主要事業について、一つ目は生活支援サービスの体制整備事業でございます。今、御説明しました協議体を中心とした事業になります。第二層協議体が未設置の校区においては設置に向け取り組むとともに、設置された校区においては地域における人と人とのつながりを基盤として、地域の実情に応じた生活支援体制の充実を図れるよう支援を行います。二つ目は、高齢者の居住、生活環境の整備事業です。評価指標としている安心相談ナースホン設置事業のほか、家族介護者の精神的・身体的な負担を軽減する事業や、年に一度、民生・児童委員による高齢者のひとり暮らし世帯、二人暮らし世帯等の高齢者実態調査を行い、在宅生活をする上でのニーズ等を把握する事業等も引き続き実施いたします。三つ目は高齢者の権利擁護推進事業です。判断能力が不十分な認知症高齢者等が、民法で定める成年後見制度の利用を市が支援すること

や虐待防止の支援を行うこと等で、高齢者を保護し、その権利を守ってまいります。また、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、制度の利用促進に向けた体制整備等を進めていきます。次に、16ページ、基本事業3介護予防の推進です。地域において介護予防活動を行う高齢者が増え、いきいきと暮らし続けることができるよう、介護予防の普及啓発や取組支援を行うとともに、閉じこもりやフレイル状態にある高齢者の早期発見・支援を行います。また、ICTの活用による業務の効率化や多職種間の情報連携により介護予防・重度化防止への取組を推進します。評価指標について、一つ目は、住民運営通いの場の設置箇所としています。住民運営通いの場は、いきいき百歳体操などを住民が主体となって身近な場所で継続して運営・実施するもので、住民運営通いの場が増えることで、参加する市民が増えることが期待され、介護予防の取組の充実を図ることができると考えております。現状値は88か所ですが、2025年までに通いの場に参加する高齢者の割合を8%とする国の指針により、令和7年度に121か所設置を目標値としております。二つ目の指標は、介護予防応援隊養成者数としております。介護予防の知識を習得し、自らの介護予防に取り組むとともに、地域で介護予防の必要性を広め、市の介護予防事業のサポートを行っていただく介護予防応援隊を増やすことで、地域において介護予防に取り組む人を増やし、介護予防活動を推進することができると考えており、現状値は126人ですが毎年20人ずつ増加させ、令和7年度には230名にすることを目標値としています。主要事業について、一つ目は高齢者の介護予防事業です。高齢者に対し、介護予防教室や講座を実施し、心身の健康保持・増進に関する啓発や教育を行う介護予防普及啓発事業や、評価指標でもある住民運営通いの場の立ち上げ支援等を行う地域介護予防活動支援事業及び介護予防応援隊養成事業、認知機能低下のリスクを早期に把握するための、あたまの健康チェックや物忘れなどの疑いがある人に対してのあたまの若返り教室等を実施します。二つ目は、総合事業の体制推進事業です。本市では、平成29年4月から総合事業を実施しておりますが、介護保険予防給付で提供されていた訪問介護（ホームヘルプサービス）や通所介護（デイサービス）に相当するもの、基準を緩和した多様なサービスを介護保険地域支援事業で提供できるよう体制を整備するもので、要支援認定を受けた方や、要支援認定を受けていなくても基本チェックリストで事業が必要と判定された方の多様なニーズに対して多様なサービスが提供できる体制を整備していきます。次に、

基本事業4 認知症施策の推進です。認知症は誰もがなりうることを踏まえ、認知症への理解を促進し、認知症の人やその家族の視点を大切にしながら、認知症になっても希望を持ってその人らしく暮らすことのできる地域づくりを進めます。また、認知症施策の推進に当たっては、医療機関や介護サービス事業所をはじめ関係機関と連携しながら取組を進めていきます。評価指標について、一つ目は、認知症サポーター養成講座受講者数としております。認知症サポーターとは、認知症を正しく理解し、地域で認知症の人やその家族の応援者となる方ですが、その養成講座は市内小・中学校や事業所などで幅広く実施しています。現状値は8,623人が受講されていますが、今後、毎年を受講者数を1,000人とし、令和7年度の目標値を13,620人としております。評価指標の二つ目は、見守りネットさんようおのだ登録者数としております。見守りネットさんようおのだとは、市の防災メールを利用して、認知症高齢者が行方不明になった場合に、登録者の協力を求めながら早期発見や保護をするシステムでございます。現状値1,157人に対し、毎年100人増やすこととして、令和7年度の目標値を1,660人としております。主要事業は、認知症施策推進事業です。この事業では、指標に挙げている認知症サポーター養成事業及び見守りネットさんようおのだのシステムを使った認知症高齢者等見守りネットワーク推進事業のほか、医療や福祉の専門職と専門医が認知症の方やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援推進事業、認知症の方とその家族や地域住民・専門職等、誰でもが参加できる認知症カフェ事業等を行ってまいります。次に、17ページ、基本事業5 介護（予防）サービスの充実です。要支援・要介護者に対して、自立支援や重度化防止に取り組むとともに、質の高い介護サービス（在宅サービス・地域密着型サービス・施設サービス）を提供し、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるような支援の提供に努めます。評価指標は、介護サービス事業所に対する実地指導の年間実施件数としております。この実地指導とは、介護保険法に基づき、事業所における介護サービスの質の確保及び適正な保険請求を促すことを目的に、各事業所で6年に1回以上実施するものです。本市の対象事業所数で算定すると年間約20件程度となりますが、より適正を求めるために現状33件実施しております。令和7年度もその水準を維持するため目標値を33件と設定しております。なお、前期計画の指標としていました小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護の事業所数及び地域密着型サービスにおける居住施設の事

業所数については、目標値としていた事業所数の整備が完了したため、今回指標を変更いたしました。主要事業について、一つ目は介護保険給付事業です。この事業では介護保険法に基づき、要支援・要介護認定者に対し、その状態に応じて在宅サービスや施設サービス、居住系サービス、介護予防サービスの提供を行います。また、低所得の人が介護保険施設を利用する際に負担軽減を行う、介護保険施設サービス等利用者負担軽減事業や、介護サービス利用料や医療費の自己負担が一定の上限額を超えた場合に、その超えた部分を支給する高額介護・高額医療合算介護サービス費支給事業を行います。二つ目は、地域密着型サービス事業です。地域のニーズを把握し、必要なサービスを提供する地域密着型サービス事業所等の指定・助言・指導・是正措置を講じる地域密着型サービス等指定指導監督事業を行います。次に、基本事業6 介護保険の円滑な運営です。高齢化の進展により介護需要の増加が見込まれる中、持続可能な介護保険制度とするため、保険料が適切に納付されるよう収納に取り組むとともに、過不足ないサービスが提供されるようサービス内容の点検を行い、被保険者の安心と信頼の確保を目指します。評価指標について、一つ目は、介護保険料現年度分収納率としております。安定した財源の確保と公平な負担を推進できているかを測るもので、現状値は99.6%ですが、目標値は、令和7年度も99%を維持することとしています。二つ目は、ケアプラン及び介護サービス提供の適正化件数としています。サービスを受ける方が過不足ないサービスを受けているか点検することで、適正な運営がされているかを測るものです。1事業所当たり10件のケアプランと地域包括支援センターが作成するケアプラン100件を対象とし、現状値は426件に対し、目標値を430件と設定しました。主要事業について、一つ目は介護給付・介護サービス適正化事業です。国民健康保険団体連合会に介護サービス事業所の介護報酬の請求・審査を委託し円滑かつ適正な介護給付管理を行うほか、要介護認定の適正化やケアプラン点検、住宅改修・福祉用具の購入・貸与点検、国保連と協同した介護報酬支払状況の確認、サービス利用者への介護給付費通知を行います。二つ目は介護保険管理事業です。これは介護保険事業を運営する事業で、基金・償還事業を含めた介護保険制度全般における適切な運営管理を行い、介護サービスが安心して利用できる体制づくりを行うものでございます。要介護認定調査や要介護認定審査会を適正に運営する介護認定審査事業、65歳以上の第1号被保険者の資格管理、住所地特例の管理を行う介護保険資格管理事業や介護保険料

の賦課徴収事業を行います。基本事業の説明は以上となります。関連する個別計画は、第8期山陽小野田市高齢者福祉計画（いきいきプラン21）があります。この計画は、介護保険法に基づく介護保険事業計画と老人福祉法に基づく老人福祉計画を一体的に策定するもので、市総合計画の下位計画となりますが、実施事業や評価指標などについて相互に整合性を図りながら策定しております。説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

松尾数則分科会長 執行部の説明が終わりましたので、これから委員の質疑を受けたいと思っております。先ほどお話ししましたように、これはあくまでも基本計画の審査であります。個別の事項、審査事項以外のものはできれば避けてもらいたいとです。必要であれば当然受けます。それでは委員からの質疑を受けますが、かなり量がありますので、基本事業1と2に絞りたいと思います。そこまで質疑を受けます。

吉永美子委員 14ページの目標指標ですね。今回、老後が不安なく暮らせると感じている人の割合ということで、毎年1%アップということで、前期に高齢者福祉の充実の満足度ということでアンケートを取られて、現状値は49.1%と出されているのを、どう捉えたらいいのかなと思ってます。同じように比較すれば、令和7年度に49%ということは現状値よりも落ちるということになってしまうんですが、この考え方についてお知らせください。

麻野高齢福祉課長 前期の計画の指標につきましては、計画策定に係る市民アンケートの満足度ということで漠然的な内容になっている質問内容かなと思ってます。この度の中期の計画につきましては、もうちょっと現実的といいますか、老後が不安なく暮らせると感じている人の割合ということで、自分自身の将来のことを考えて回答していただくような内容になっております。老後の不安というのはそれぞれいろんな面で不安というのはあるかと思えますけれども、やっぱり不安なことが増えてきている。私自身もそう考えておりますし、社会状況から見て、そういうこともあるかと思えます。その点で数字が下がったのではないかなと思っております。

吉永美子委員 そうすると、考え方としては、高齢者福祉の充実の満足度どう

ですかと聞いたら、いろいろな不安が今あるので現状値としては低かったらという認識を持っておられるということですね。

麻野高齢福祉課長 おっしゃるとおりです。

吉永美子委員 隣のページなんですけれども、介護支援ボランティア登録数ということで、ボランティア登録をさせていただいていることに感謝申し上げますところがございます。そんな中で、令和2年度が平成28年度に比べると、何人か減っています。登録者数を増やそうという中で、どうしても減っているというところがあって、それを増やしていこうということとはとてもいいんですけど、現状値が前よりも減っているというところについては、どのように認識されておられるのでしょうか。

麻野高齢福祉課長 これはコロナの影響も少しあるのかなと思っております。登録者数の増加については努力しておりますけれども、介護ボランティアの場所である施設が受入れはちょっと遠慮したいということもあり、その点で数字が減っているのかなという分析をしております。

吉永美子委員 コロナの影響もあるということですが、そうなってくると令和元年度はどのような状況だったのでしょうか。

麻野高齢福祉課長 令和元年度につきましては、ボランティア数は、第1号被保険者、第2号被保険者両方あるんですけれども、合わせて234人でした。ということで、やっぱり令和2年度にかけて減っているというのは、さっきの理由もあろうかなと思っております。

吉永美子委員 そうなると、昨日の委員の質疑の中で、コロナの影響がないところを出しましたとあったので、逆になぜその令和元年度を入れられなかったのかなというふうに、逆にちょっと疑問を感じたところがございます。下の基本事業2で、安心相談ナースホンの利用者数ということで、これは極力たくさんの方に安心ナースホンを付けていただきたいと強く思っているんですけども、本来該当すべきであろう人数の把握は大まかにでもできているのでしょうか。

麻野高齢福祉課長 ナースホンの利用者数を増やす取組といたしますか、どの方

が必要であろうかあるかという調査につきましては、例年、高齢者実態調査といひまして、民生委員にひとり暮らしの高齢者世帯及び二人暮らしの高齢者世帯の全世帯を回っていただいて、その中でナースホンの利用についてもお伺いしておりました。それが、コロナの影響でこの2年間でできてない状況がありまして、この2年間につきましては、その調査というのはできてないという状況でございます。

吉永美子委員 だから2年間はできてなくても、その前にどれぐらい該当する方がおられるのか大まかにでも、人数としてはこれぐらいはおられるという、先ほどおっしゃった高齢者ひとり暮らし、もしくは二人暮らしの方の人数を把握しておられますかと聞いています。

原川高齢福祉課高齢福祉係長 住民基本台帳上は6,300人ぐらいいらっしゃるんですけども、施設に入られたりとか、同居する家族もいらっしゃる方もおられると思いますので、65歳以上のひとり暮らしの方としては3,000人ぐらいではないかと考えております。あわせて、75歳以上の二人暮らしの高齢者につきましては、1,000世帯ぐらいではないかと考えております。

吉永美子委員 ちょっと最後にしますけども、やはりこれまでも委員会の中で、どうやったら増やせるだろうかということで、いろいろ議論してきたつもりです。何というか答弁の中でお亡くなりになったりとか、施設に行かれたとかいうところがあるんですが、年齢的にも該当するであろう方が多くおられるというところでは、もっともっと私は増やす努力をするところだと思います。民生委員さんとかも大変な思いをされておられますし、通所のところとかにもそういう案内していますとか、何かそんな御答弁もあったと思うんですが、どういう努力を重ねているのか。今の状況では現実に打ち止めの的になってくる可能性は高いと思っているんですよ。そこは、20人ずつアップするためにはどのような努力をして、令和7年度にはここまでいこうというふうに考えておられますか。そこを最後に聞きます。

麻野高齢福祉課長 吉永委員にはいつも御配慮いただいております。そのような中、今後どういうふうに利用者を増やすかということでございますけれども、今お話の中にありましたように、通所の施

設でのPRというのも、今後はもっとどんどん進めていく必要があると思います。あるいはケアマネ連絡会とかで、要支援の方で自宅におられる方についてもそういうケアマネ連絡会でのPR、ケアマネを通じての周知も進めていきたいと思っておりますし、一般的に言う広報等も当然ですけれども、ラジオとか、ホームページあるいは出前講座でどんどん広めていきたいとか、そういうことにも取り組んでいきたいと思っております。

吉永美子委員 それでPRの仕方として、今ちょっと思ったところがあるんですけども、そういうデイサービスとか、介護関係のところだけではなくても、私が今行っている女性のための軽運動施設にも貼っていただいています。ですので、そこに行かれてる方が友達にちょっと言ってあげようかとかいうことも大いにあると思うので、介護予防関係の事業所とかだけじゃなくて、あらゆるところをちょっと意識していただきたいというふうに要望させていただきます。

白井健一郎副分科会長 評価指標の介護支援ボランティア登録者数のところなんですけど、これは登録者数の数だと思うんですけども、実働してるんでしょうか。つまりこの制度はかなり順調に運用できてるんでしょうか。

麻野高齢福祉課長 またコロナの話になりますけれども、コロナが流行ったときにつきましては、やはり活動の場の事業所等での受入れを遠慮していただきたいとかいう話は確かにございました。ただコロナの前につきましては、もう本当に事業所で申込みといいますか、聞いてほしいという話はたくさんあったというふうに聞いております。その中で、できる範囲でのお手伝いといいますか、そういう実績がたくさんあったというふうには聞いております。

山田伸幸委員 今の介護支援ボランティアのところですけど、私たちもこれをやっていて、実は最初は登録をしたんですけど、その次の年はもう登録しませんでした。登録しないからやらないわけじゃなくて登録しないまま、いろんな施設に行って皆さんに楽しんでもらうという活動をしてきているわけですけど、コロナの影響で昨年は一切そういうのがなくなりました。これはもう仕方ないなというふうに思います。ただ、そういった中でお年寄りはどうだったのだろうかというのがすごく心配なんで

す。コロナの中でそういった脳の刺激といいますか、外部からいろんな人が来ることによって刺激されていくと思うんですけど、そういったものがない、いつも見るスタッフの方以外と触れ合えない、しかも家族とも触れないという状況の中で、皆さんが一体どのようにして、生きていく希望といいますか、そういったものが確保できているのだろうかというのは非常に心配だったんですけど、その辺はいかがだったでしょうか。

麻野高齢福祉課長 委員おっしゃるとおり、これは本当にコロナ禍でとても重い問題であろうと思っております。本当に外部との接触ができない中で、施設の職員さんにおかれましても、すごい努力をされておられたかなと思います。差し支えない範囲での外出とか、施設の方だけの花見とか、そういう感染予防に配慮した取組をされておられるというのは聞いております。ただ、そういうので全てコロナの以前のとおりに対応できたかと言われると、やはりそこは難しかったのではないかなというふうに考えております。

山田伸幸委員 そういった中で、やはり認知症とかが進むとかいったこともあるかと思うんですけど、そういった状況というのは把握しておられますか。

麻野高齢福祉課長 その施設の中で認知症がどれくらい進んだかというような、データは把握しておりません。

山田伸幸委員 それと高齢者福祉の充実全般に関わることで、地域包括ケアシステムが非常にうまく機能しているといった姿を見ております。そういった中で、市が何をすべきかというのが現状と課題として幾つか書かれております。これを読んで感じるのが、この高齢者福祉の課題が何か非常に重い課題であるとどうしても受け取ってしまうんですけど、実際、市の福祉増進というのは、市の責務としてやらなくちゃいけないわけですから、ここをやはり高齢者が安心して住みなれた地域で住むことのできるまちづくり、ここできちんと表していくこと。現状と課題の中でも非常に難しく書かれておりますが、やはりそういった視点で、これがなくてはならない。恐らく、皆さんそれぞれ日々の業務に追われているのだと思うんですけど、常にそういう高い視点を持って業務に当たっていただきたいと思っております。そういった毎日の業務と大きな目

標を果たしていくために、課長、係長と今日は皆さんおられますので、自身のそういう高い意識づけをするような研修等も必要ではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

麻野高齢福祉課長 おっしゃるとおりです。やっぱり私どもも日々の業務で追われておりますけれども、研修といいますか、外部の人からの新しい視点とか考え方とか、そういうのは当然必要であろうと思っております。そういう中で、最近はZ o o mとかでの研修も増えてきていまして参加しやすくなっていますので、そういう機会がありましたら、積極的に参加をしていきたいと考えております。

山田伸幸委員 それと目標指標で、老後が不安なく暮らせると感じている人の割合は、まちづくりにとっても非常に大事な視点なんですね。移住、定住の関係も、こういった視点が大事とされております。基本計画のアンケートを見ると、老後に不安なく暮らせると思いますかの中で、「思わない」が25%、「全く思わない」が6%で合わせて30%を超える人たちが、そのように感じておられるというのは、私はきちんと目を向けていかざるを得ない。そういった人たちがなぜそのように思われるのかということ、やはりきちんと分析することが必要ではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

麻野高齢福祉課長 確かに、今委員のおっしゃったような結果が出ております。ちょっとさっきも言いましたけれども、なかなか老後について、人それぞれいろんな理由があって、高齢者福祉施策の中だけでクリアできるものとそうでないものとあろうかと思っております。その中で、この分析というのは必要な観点かもしれませんが、そういう視点は持ちながら、例えば市に苦情があったときに、それはどういう理由なのかどういう背景なのか、そういうことについてはしっかり考えながら対応したいというふうに考えております。

山田伸幸委員 やはり老後の不安というのは、先ほど課長自身も言われたんですけれど、やはりいろいろと不安があろうかと思うんです。それを分析していくとやはり一番は収入面、年金がきちんと高いレベルで支給されるか、そして、居住地、居住スペースが清潔で保持できているか。次に、そういった地域で、高齢者が大切にされるような環境があるかどうかだ

と思うんですね。それとか買物するのに便利かどうか、そういったものがいろいろ関わってくるかと思うんですけど、そうすると先ほど言われたように、高齢福祉課だけでは対応しきれない部分、地域でお年寄りが安心して暮らしていただけるためのまちづくり、それは例えば経済部は移動の足のことをやっておりますし、建設部は地域の安全のためにいろいろな事業を持っております。やっぱりそういったところと連携していくことを以前、求めたことがあるんですけど、車椅子で安心して出掛けるまちづくり条例を作ったらどうかという提案をしてきました。それは、住みなれた地域で安心して暮らすための一つの手法だと思っているからです。市役所の中でそういった視点が共有されることが必要だと思うんですけど、そういう協議というのは市役所内で行われているのでしょうか。いかがでしょうか。

麻野高齢福祉課長 高齢福祉課が主催でというのはないんですけども、今回の計画策定のように、庁舎内全体で検討すべきものについては、全体会議の中でそういう議論もありますし、総合計画という大きな計画を考える中で、当然ほかの部署の状況というのも目にするものでございます。その辺で、具体的に福祉の観点から全庁的にというのは、私もちょっと思い当たりませんが、そういう計画策定の際とかで議論はされているのではないかなと思います。

山田伸幸委員 それでは基本事業のところに入りたいんですけど、基本事業2ですね。第二層協議体設置箇所が7か所設置されたということになるんですけど、具体的な活動実態について調査されておられますか。

荒川高齢福祉課課長補佐兼地域包括支援センター所長 第二層協議体の設置後の状況については、適宜第一層協議体のコーディネーターや第二層協議体のコーディネーターとの会議などで現状を把握しているところです。

山田伸幸委員 いや、ですからその現状はどうなんですか。きちんとした活動が行われているかどうかということは、いかがでしょうか。

荒川高齢福祉課課長補佐兼地域包括支援センター所長 幾つかの第二層協議会の中で、いわゆる第三層自治会レベルで、生活支援の助け合いの活動をされているようなところも把握しております。

山田伸幸委員 地域の自治会だとかふるさとづくりも含めて、いろんな地域の皆さんが集まってやられる活動があるんですけど、これにまた第二層協議体というチームが加わって、自分は今何をしておるんだろうかというようにとも言われたりするんですね。当然、自治会長あるいは福祉員はやらざるを得ない。地域でのいろんな課題に直面してそれを片付けていかなくちゃいけない。もうこれはしょうがないんですね。そういった中で、第二層協議体の中でそれが救いとなるのかどうなのか。いろんな課題ですね。例えば私のところなんか、敬老会の対象者が120人を超えているんですよ。そういった中で安定的な自治会運営をしようと思っても非常に困難を伴っています。実際に共同作業である大掃除とかのときにも出なくてもいいというふうにせざるを得ないんですが、それをしてしまうと、今度は大掃除そのものが中途半端なものになってしまうという非常に大きな課題を抱えています。そういった問題も含めて、第二層協議体が地域での困難を支えていくものになるのかどうなのか。そういった点ではいかがでしょうか。

荒川高齢福祉課課長補佐兼地域包括支援センター所長 第二層協議体における活動というのが、生活支援体制整備事業によるものでございます。ですので、今委員さんおっしゃいました、その地域の困り事、大きく地域全体のというよりも、お一人お一人の生活支援というのが基本の活動になるかと理解しております。その上でやはり地域全体の問題で解決しなくてはいけないということがあれば、地域の実情に応じて活動されるものではなかろうかなというふうに考えております。

大井淳一郎委員 今、第二層協議体の話が出ております。基本的には地区社協が中心になっているということなんですが、午後から審査する地域運営組織との関係ですよね。地域運営組織も地域の課題解決という面もあるんですが、この地域運営組織と第二層協議体のすみ分けというか役割分担というのはどのように考えておられるでしょうか。

麻野高齢福祉課長 地域運営組織につきましては、まだこれからいろいろと各地域で考えられて作られていくものではないかなというふうに思っております。その中に第二層協議体がどう関わるのかということでございますが、第二層協議体の活動も地域それぞれ地域に合った活動の仕方にな

ろうかと思えますし、当然地域運営組織もその地区に合った形が考えられていくものになろうかと思えます。ということで、現時点で第二層協議体がどのように地区運営組織の中に入っていくのかというのは、まだ不透明なところがあります。イメージ的には地域運営組織の中の高齢福祉部門を受け持つ組織かなと思えますけれども、地区ごとにそれぞれ構成を考えられていくものと考えておりますので、今時点で明確な位置づけというのは、まだそこまでの考えには至っておりません。

大井淳一郎委員 確かに地域運営組織自体が今どういう状態か分からないし地区ごとに事情も違うかもしれませんが、第二層協議体は基本的には地区社協が中心という理解ですか。そうじゃないと地区によって違っていたら、今言われたように高齢者福祉に特化というか、中心とした活動ではないかもしれないので、その第二層協議体の実情ですよ。リーダーは地区社協ですか。

荒川高齢福祉課課長補佐兼地域包括支援センター所長 第二層協議体の設置形態でございますが、地区社協が多いのも事実です。地区社協のメンバーももちろん入られているんですが、公民館で募集されて新たな組織などで立ち上げられているところもありますので、特にどこの段階で立ち上げてくださいという決まり自体はございません。

大井淳一郎委員 独自に立ち上げられた団体が第二層協議体を担われているという地区もあるようですね。そういったところも、今言われている高齢者福祉、外出支援見守り、買物ごみ出しとかそういったことを担っているという理解でよろしいでしょうか。

荒川高齢福祉課課長補佐兼地域包括支援センター所長 各地域の課題に応じた取組をされているという理解でよろしいかと思えます。

松尾数則分科会長 いいですか。どなたか質疑があれば。（「なし」と呼ぶ者あり）では、10分間ほど休憩で10時から再開したいと思います。

午前9時50分 休憩

松尾数則分科会長 それでは、休憩を解きまして審査を続行いたします。16ページの基本事業3から始めたいと思います。

吉永美子委員 この住民運営通いの場の設置箇所ということで、これは拠点とするところの御協力いただきながら、すごく頑張って増やしてこられたことを高く評価させていただきたいと思います。その中でその設置数を前期で85か所を目標としていたのは完全にクリアして、現状は88か所ということで、令和7年度には121か所までということで先ほど御説明がありました。国がこれに通う人を8%というところをもう一回御説明ください。

荒川高齢福祉課課長補佐兼地域包括支援センター所長 第8期高齢者福祉計画を策定するに当たって、厚生労働省がその中の基本の指針として、高齢者のうち住民運営通いの場の参加者を8%程度ということで、おおむね8%の高齢者が参加するという指針として出しております。それで本市においても121か所というところで、1か所当たりの平均参加人数を考えたときに、おおむねこの箇所数で8%ということで、この目標値にしておるところでございます。

吉永美子委員 そうすると考え方としてはマックスが高齢者の8%ということで、そこがもう完全な目標ですか。高齢者の8%止まりというか、そういう考え方でしょうか。

荒川高齢福祉課課長補佐兼地域包括支援センター所長 住民運営通いの場においては8%ということなんですが、高齢者の介護予防の場というのは住民運営通いの場だけではありませんので、そういう意味ではおおむねというか、当面の目標値としては8%ということで理解しているところです。

吉永美子委員 そうすると、市として厚生労働省の考え方に沿って行っていくのは分かるんですけども、私も住民運営通いの場というのは場所によって偏りがあるということは否めないと思っています。歩いて行けるところに高齢者が集まって、ある面本当にコミュニティの場にもなって

大きな力になっていると私は認識しております。御自宅が無理であれば、公共施設、また空き家の関係とか、極力そういった場所を使って広げていく、余り偏りなく歩いて行けるところに作っていただくということが大事だと思うんですが、偏りなく歩いて通えるところと認識して、目標値を立てておられるということによろしいですか。

荒川高齢福祉課課長補佐兼地域包括支援センター所長 委員おっしゃるように、できるだけ自分の地域の歩いて行けるところにそういう通える場があるというのが理想的かなと思います。もちろん御自宅でされる方もいらっしゃるれば公民館に行かれる方もいらっしゃると思いますし、あと、通いの場ではなくてサロンなども地域にはございますので、そういう実態も社会福祉協議会と情報の共有をしながら、地域にできるだけ満遍なく設置できればいいなというふうに考えています。

山田伸幸委員 用語が分からないので教えていただきたいんですが、「フレイル」とは何なんでしょうか。僕は初めて聞いたんです。そしてその下にICTの活用が書かれておりますが、これは介護予防を実際に行う事業者ではないですけど、その業務の効率化になるのか、あるいは情報連携とかを推進するのか。その点いかがでしょうか。

松尾数則分科会長 用語の説明等は事前に勉強してくるとかしてもらいたいです。山田委員らしくないね。答えをお願いします。

荒川高齢福祉課課長補佐兼地域包括支援センター所長 「フレイル」というのは日本語に訳すと「虚弱」という意味になります。なので高齢によって足腰が弱ってきた、明確な疾患はないけれども少し筋力が低下してきたというような状態を指すと御理解いただければと思います。ICTの活用でございますが、例えば、医療介護の関係者の情報共有をできる仕組みもそれに当たると思いますし、あとはインターネットを利用した体操とかレクレーションなどへの活用も、今後考えられるかなというふうに思っています。

山田伸幸委員 実際に私どものところでも、いきいきサロンという形で毎週やっておられて、最近ようやく再開されたんですね。その間、私も地域の皆さんの訪問でお伺いしたときに、いきいきサロンが生きがいだという

ふうにまで言うておられたんですね。そういった地域での集まりがあるということは、そこに出かけていく、それからお友達と触れ合える、その日は何もしなくてもとにかくお茶を飲んでお菓子を食べて、みんなとただしゃべるだけということでもいいと。とにかく、自分が確かにこの地域の中にいるという実感を得たいんだろなというふうに感じているんです。実際に各地域の活動でこういうふうなことをされていますよと公開されているとは聞いているんですが、そういったものが何か手に取って見えるようなものにしていただくというふうにはできないですか。事例集みたいなものですね。

荒川高齢福祉課課長補佐兼地域包括支援センター所長 委員おっしゃったように、住民運営通いの場で各会場の代表者の方の交流会を毎年やっているところです。住民運営通いの場は、スマイルエイジングの中の取組も「交流」というところでやっていますし、それが生きがいになったり楽しみになったり社会参加になったりというような効果もあると思っています。一方で、コロナ禍において体操はやるんだけど、なかなかそのあとの茶話会だったり、今までされていたような世間話だったりとかそういうことがなかなか難しい状況にはございますが、その中で皆さん工夫されておられるところもありますので、今おっしゃられた情報の交換だったりこういうことをやってますというような取組の御紹介というのも、今後検討していきたいというふうに考えています。ありがとうございます。

福田勝政委員 吉永委員と重複するかもしれませんが、住民運営通いの場の設置箇所について、設置地域のバランスが大事と思うんですが、設置地域のバランスはどのように考えていらっしゃいますか。

荒川高齢福祉課課長補佐兼地域包括支援センター所長 もちろん設置地域のバランスは、歩いて行ける距離にあるということが大切だというふうに考えております。地域ごと、小学校区ごとの設置箇所数も把握はしているところで、少ないところについては、積極的に設置の支援をしていきたいというふうには考えています。

福田勝政委員 認知症の人や家族が安心して暮らせる地域づくりとは、どんな姿を描いていらっしゃいますか。

荒川高齢福祉課課長補佐兼地域包括支援センター所長 認知症は誰もがなりうるものであって、自分や御家族が認知症になる可能性もあります。こうしたことを踏まえて、認知症になっても周囲の理解、地域の理解、協力の下で本人が認知症とともによりよく生きていくことができるような環境、認知症の方も何もかも分からなくなった人ではなくて、認知症の方も意思がある、希望があるということで認知症の人の意思が尊重されて、尊厳が守られるようなそんな地域が安心して暮らせる地域なのかなというふうに考えています。

福田勝政委員 言葉はきれいな言葉なんですけれど、自宅介護が困難になっていく現実において、本当に安心して暮らせる地域の姿が見えてないんですよね。だからその辺はしっかりといろんな角度で勉強して、安心して暮らせるまちづくりをよろしくお願いいたします。

松尾数則分科会長 要望でいいですね。

大井淳一朗委員 そうですね。認知症の話が出たので、認知症の質問をしようと思います。認知症の人やその家族の視点ということで、言われるように認知症になってしまった方を支える家族に対する支援というのが、これからも必要だと思っております。認知症カフェはコロナの影響で開催が難しいという状況にあるんですが、そういった認知症カフェをはじめとする認知症の方を支える人への支援というのは、今現状どのように考えておられるのか、これからどのようにしていくのかについてお答えください。

荒川高齢福祉課課長補佐兼地域包括支援センター所長 認知症カフェにつきましては、委員さんおっしゃるとおり、令和2年度から現在に至るまで開催できていない状況になっています。そのような中で、認知症の家族の方の支援ということで、今年度、認知症の普及啓発のイベントの一つとして、認知症の方を介護されている家族介護者の方の交流会というか、介護教室というものを開催しております。その中で認知症の方の家族の方の思いを受け止めて、私たちの支援に活かしていく、そして家族の方もお話をされる中で少しストレスを軽減していただくというような取組もしております。また、認知症サポーター養成講座を受講された方のス

テップアップ講座というものも開催しております。これは、サポーターの方たちも含めて、将来的に専門職と地域の方とで認知症の方を地域で支えていく仕組みづくりを行う上での取組もしておりますので、相談を受けやすい相談窓口の周知とともに取り組んでいきたいというふうに考えております。

大井淳一郎委員 基本事業3に戻りますと住民運営通いの場とか、いろいろな事業をして、そういった場を設けて、そこに出てきていただくということはもちろん大切なことなのですが、ここに書いてあるように閉じこもり状態という方もいらっしゃるわけで、なかなか表に出てくるのが難しいという方も必ずいらっしゃると思います。そうした方にアウトリーチしていくということは必要だと思うんですが、こういったなかなか外に出ることが難しい人に対する支援というのは、どのように考えておられるでしょうか。

荒川高齢福祉課課長補佐兼地域包括支援センター所長 住民運営通いの場に参加されていたけれども、いつからか来られなくなったという方に関しては毎年、通いの場の代表者の方に実態調査というか実績を報告していただく中で、参加されなくなった方の把握などには努めているところです。あとは、フレイルの状態や閉じこもりの方のアウトリーチに関しては、保健事業と介護予防の一体的実施ということで、後期高齢部門とKDBのデータを活用しながら、医療にかかれてない方の訪問活動など徐々に行っているところです。

大井淳一郎委員 そのような訪問活動をされているということでございますが、御承知のフレイルというのは、身体的なものだけではなくて心理的なものもあって、すごく多様なものであります。そうした地域包括ケアシステムとの絡みがあるんですが、そのようなフレイル対策というのは、介護部門だけではないと思うんです。全庁的な何か対策とかいうのは、プロジェクトチームというところまで行ってないかもしれませんが、やはりこの問題は少し真剣に考えていかなくてはいけないと思うんですが、いかがでしょうか。

荒川高齢福祉課課長補佐兼地域包括支援センター所長 おっしゃるとおりだと思います。御説明した一体的実施の事業の中で、後期高齢部門、高齢福

社部門、健康増進課と一緒に情報共有や協議を行っているところです。現在は今申し上げた部署なんですけれども、今後ほかの分野も連携しながらということも考えていきたいなというふうに考えています。

山田伸幸委員 基本事業4 認知症施策の推進の中で、認知症サポーター養成講座受講者数とあります。私も自治会でみんなと一緒に受けたんですけれど、これがその後、認知症サポーターとして機能してるかどうか、その点の調査とかされているんでしょうか。

荒川高齢福祉課課長補佐兼地域包括支援センター所長 認知症サポーターの受講者の方のその後の活動というものについては、詳しく実態を把握はしておりません。認知症サポーター養成講座の目的は、認知症を正しく理解して職場や地域で認知症の方を温かく見守る応援者になっていただくということで、普及啓発を主な目的としておりますので、特別に何かをしてくださいというお願いをするものではありません。先ほど御説明させていただいたんですが、認知症サポーター養成講座を受講した方を対象としたステップアップ講座を毎年開催しております。ここでは実際に地域でどのように見守りをしていけるのかなど考えており、国もこのステップアップ講座を終了した人に地域で見守り支援する「チームオレンジ」という活動も推進していますので、それについては取り組んでいきたいというふうに考えているところです。

山田伸幸委員 では、今そのステップアップ講座というのは、どのぐらいの方が受講されているんでしょうか。

荒川高齢福祉課課長補佐兼地域包括支援センター所長 令和2年度までに、102人の方に受講をしていただいております。

山田伸幸委員 それとその下の見守りネットさんようおのたのことなんですけれど、これは私自身も非常に痛い思いをしたことがあるもので、非常に大切な事業だと思っているんですが、実際に機能しておりますか。いかがでしょうか。

荒川高齢福祉課課長補佐兼地域包括支援センター所長 見守りネットさんようおのたのメールの配信の実績としては、令和2年度には8件ほど年間で

メール送信をしています。このうち市内の方は2件でした。

山田伸幸委員 残りの6件は近隣市外からの情報を流したということなんですか。

荒川高齢福祉課課長補佐兼地域包括支援センター所長 そのとおりです。

奥良秀委員 基本事業3にICTの活用とあるんですが、前日に子育て支援の充実でICTの活用というところがありまして、プロポーザルで民間活用ということであったんですが、こちらもそういうふうな考えでよろしいですか。

荒川高齢福祉課課長補佐兼地域包括支援センター所長 介護予防分野におけるICTの活用で今のところ考えられるのが、先ほど申し上げたような医療とか介護の関係者の情報共有の仕組みを作ったりだとか、介護予防活動をする方へのインターネットを活用したものだったり、あとは事務量、事務手続の軽減だったりというものを考えているところです。

奥良秀委員 前期の評価目標では、介護予防応援隊養成者数は実数の52人と、延べ人数じゃないんですね。今回は延べ人数になってるんですけど、どういう理由で延べ人数になったんでしょうか。

荒川高齢福祉課課長補佐兼地域包括支援センター所長 延べ人数よりも実人数のほうが、実際に活動されている方がどの程度おられるかということにつながるかなと思ったのが大きな理由です。一人の方が複数回されることもありますし、活動を残念ながらされていない方もおられる。その中で、実際にどの程度活動されているかという指標ということで今回このような人数にしたところです。

奥良秀委員 それで、今回延べ人数になってるんですね。今、延べじゃなくて実数の説明されたので、お願いします。

荒川高齢福祉課課長補佐兼地域包括支援センター所長 失礼いたしました。年間の積み上げ、毎年養成講座を受講された方の積み上げで延べの人数というふうにさせていただいています。

奥良秀委員 今言われたことと逆になるんですが、それでは実数が分かりませんよねという話になってくるので、実際実数は幾つになるんですか。

荒川高齢福祉課課長補佐兼地域包括支援センター所長 毎年の積み上げですね。例えば前期ですと平成28年度が52人。それで、今現状値が令和2年までに受講された方の合計数が126人ということでございます。

奥良秀委員 ちょっと私も分からないんですけど、普通延べ人数と云ったら、複数回とか、一人の方が何回受けたとかという意味で、延べ人数と言われているんですが、これ126人というのは実数でいいんですね。一人が一回、その積み上げということによろしいですね。

荒川高齢福祉課課長補佐兼地域包括支援センター所長 おっしゃるとおりです。

奥良秀委員 それと住民運営通いの場の設置数なんですが、先ほど来から聞いていると、私の認識とちょっと違うと思うんです。例えば空き家とか、公共施設とかで、例えば百歳体操なんかでも自治会館といったところでもやられるんですが、それもカウントに入るんですか。入らないんですか。

荒川高齢福祉課課長補佐兼地域包括支援センター所長 入ります。

奥良秀委員 これは要望なんですが、入るのであれば、そういった場を是非多く持っていききたい。また、そういうふうな人たちを集めてフレイルとかがなくなるようにしていきたい。多分もう近所付き合いと言ったら、もうずっと一緒にいらっしゃった方とずっと一緒にいるような感じが、古い団地とか古い地域とかではあると思うんですけど、やはりそういったところで、あの人最近来ないよねというのは分かるはずなんですよ。だからそういったところには、やっぱりいち早く声を聞けるような体制も取っていただきたい。また、自治会館や空き家がない地区もあります。百歳体操とかやろうと思ったら、モニターが欲しいとかいった要望が多分出てくると思うんですよ。そういった対応もきちんとできるように、今後は考えていただきたいと思います。私のほうにも、こういうふうな通いの場を作りたいけど場所がない、資金もないという話はたくさん聞

きます。そういった要望もどんどん出していきますので、是非よろしく
願います。

白井健一郎副分科会長 この場では総論的なことを言っていていいと伺ったので、
ちょっと質問にはならないかもしれないんですけど、一番初めに202
9年のあるべき姿として、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して
生き生きと暮らし続けることができるよう、うんぬんとなってるんで
すが、国がこういう方針を出してるということは分かりますし、実情こ
う目指さなければ、なかなか国として成り立っていかないということは
よく分かるんですが、高齢者の中にはもう年を取ってきたら施設に入所
したいと、そしてゆっくり過ごしたいという方もおられるんですよ。現
状、ちょっと高齢者施設は値段が高いと思うんですよ。年金だけで入れ
るかどうかわからないような感じだと思うんです。ですから、そうい
う声もあるということを知っていただきたいと思うんです、質問にはな
らないかもしれませんが。

麻野高齢福祉課長 窓口に来られる市民の方で手持ちの資金が少ないので、ど
こか安い施設はないだろうかというような質問や相談というのは確かに
ございます。そういう中で、まずその方に合った介護施設なのかどうか
というのも一つの判断材料ですし、その中でいろんな料金体系の施設等
もございますので、それはいろんな施設を御紹介しながら、判断してい
ただくような対応は取っております。市で料金を下げるとかというのは、
事業所のことになりますので、そこまではできませんけれども、いろん
な施設の紹介とかいうのは、今後もしていきたいと考えております。す
いません、回答になったかどうか分かりませんが。

松尾数則分科会長 次の17ページの基本事業5、基本事業6にも入りたいと
思います。

福田勝政委員 介護サービス事業所に対する実地指導の年間実施件数が現状値
33件で、また目標である令和7年度も33件ということは、現状値の
ままで良いということか、根拠を教えてください。

藤永高齢福祉課介護保険係長 実地指導の件数なんですけれども、まず実地指
導の根拠としては、国の通知等に基づいて実施するものになりまして、

基本的には指定期間6年に1回以上実施することとされております。今、市が実地指導を行う対象事業所は全部で119事業所ございまして、これを6で割ると、おおむね1年間で20件程度にはなるんですけども、ただそうは言っても、きちんと事業所の中で運営をいただいているか、利用者にとって過不足がないサービスになっているかどうかを確認するために、本市としてはおおむね3年に1回を目安に実地指導を行うこととしておりまして、国の目安よりも少し件数が多いような形で目標を設定しております。事業所の指定年数が少し違いますので計画を立てる中で、令和7年度は33事業所になりましたので、たまたま現状値と目標値が同じになったということでございます。

山田伸幸委員 この基本事業5と6というのは、基本的には市と事業者に関わる問題だと思います。これがきちんと実施されて初めて市民がより良いサービスを受けることができるということになるろうかと思うんです。そうなったときに、介護保険の円滑な運営となってるんですけど、もう市として当たり前のことがここに書かれているのではないかなというふうに思っているんですが、いかがですか。

麻野高齢福祉課長 委員おっしゃるように、これはもう介護保険制度という法の下に市として取り組むべき事業でございます。それを円滑に進めていくというのは、市の責務であろうと思いますので前期に引き続いて計画の中に載せております。

山田伸幸委員 そうしたときにこの評価指標を見ると、介護保険料はもうほぼ問題なく実施というか徴収が進んでいるものだと思っております。たまに65歳になった年に未納が出ると、これがちょっと問題になったりするんですけど、それは仕方がないことですよね。納付忘れというのは当然ありますので、ほかに何か適当な指標はなかったんでしょうか。その点いかがですか。

藤永高齢福祉課介護保険係長 この評価指標については、毎年定期的に数値で確認できる指標を設定するのが一番分かりやすいというものもあり、その中で、やはり介護保険の制度を維持するために最も大事なものは介護保険料等の財源の安定性というところになりますので、前期と同様に現年度の収納率を評価指標とさせていただきました。

大井淳一郎委員 同じ項目でケアプラン及び介護サービス提供の適正化件数ということで、現状値426件、目標値430件ですが、前期の目標値は450件だったわけですが、430件にした理由をお願いします。

篠原高齢福祉課主査 430件にした根拠は、市内の居宅介護支援事業所が28件、小規模多機能型居宅介護が3件、看護小規模多機能型居宅介護は2件で、合わせて33事業所あり、それについて10件ずつで330件、それプラス、山陽小野田市の地域包括支援センターのケアプランを100件点検するというので430件としています。

大井淳一郎委員 前期は450件だったんですが、減った理由というのもおかしいけど、根拠がどう変わったんですか。事業所数ですか。そこが分かれば教えてください。

篠原高齢福祉課主査 居宅介護支援事業所数が減少したためです。

山田伸幸委員 なかなか介護のサービスで、事業を成り立たせるというのは難しいと判断しているんですけど、少なくなった原因というのはどういったことが考えられるんでしょうか。事業所が少なくなった原因です。

藤永高齢福祉課介護保険係長 居宅介護支援事業所の運営に当たって、主任介護支援専門員等の資格の取得等が要件になっている部分もあります。今、事業所の中でも、資格を取得されている方を確保するということは、介護従事者の問題にもつながってくると思うんですけども、従事者自身が退職される等で、事業所の運営がなかなか難しいという事例は伺っております。

山田伸幸委員 実は私の家族にも、ケアマネを持っておる者がいます。また、私の知り合いの中でも何人かおるんですけど、やはり現場での作業が報酬と釣り合わないと言われる。一人当たり50件というふうに言われるんですけど、その50件も非常に重いと。やはり今の介護保険を実際に切り盛りしている核と言われているケアマネジャーさんたちに対する社会的評価が非常に低くなっているのではないかなというふうに思っ

ておりますが、そういったふうに市としては見ておられないでしょうか。いかがでしょうか。

篠原高齢福祉課主査 主任介護支援専門員の配置の数が多い事業所等は、特定事業所加算等で加算も付いております。報酬は、その事業者に見合った報酬になっていると考えております。

麻野高齢福祉課長 補足になるうかと思えますけれども、今の政権の中で報道でもありましたが、介護、医療、保育、そういう分野での給料のアップというような報道もされているところがございますので、私どもとしてはそれに少し期待するものがございます。あわせて、人材確保については、ずっと介護業界の中でも問題になっていることがございます。一朝一夕に解決できるとは思っておりませんが、市としてできることとして、介護に対するイメージアップを子供たちにしていきたいというふうに考えております。将来、介護の道を職業選択の一つとして考えていただきたいということもありまして、教育委員会と連携して、学校での出前事業といいますか、介護のお仕事というような内容をこの令和3年度から設定しました。実際コロナでできなかったんですけども、市として、そういう介護人材確保にも微力ながら取り組んでいきたいというふうには考えております。

山田伸幸委員 非常に重要なことだと思っています。これは市でないとできない事業ではないかなと思っています。民間であれば、以前は募集をすればいろんな人が応募をしてきたわけですけど、今は専門の学校でも生徒が集まらなくて、介護の学科自体をなくしたということが随分あるんですね。そういった面で、社会的な評価が非常に低くなっている。その点はやっぱり上げていくということ、これから議会としても取り組んでいかなくてはいけない課題ではないかなと思ってるんですけど、長く福祉部におられる部長はどのような考えですか。

兼本福祉部長 実際、福祉の業に付いておられる方々の賃金等が低い、給料が安くてつらい仕事というふうな話はよく聞きます。先ほど課長も申しましたように、私どもに何ができるかということで、報酬というのは国が定めるものでありますので、それに一つの市としてなかなか手を加えることは実際できないというふうに考えますけれども、そういったイメー

ジアップでありますとか、そして事業者へのフォローアップというか、事業者が困っておられたときに、例えば私どもの介護保険の関係者と仕組みをしっかりと情報共有するとかいうふうなことができるのではないかと、いうふうに思っています。今後も高齢化がまだまだ進む中で、この事業は必須不可欠だと思っておりますので、私ども福祉部としても全面的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

福田勝政委員 基本事業6で被保険者の安心と信頼の確保を目指すと書いてありますが、被保険者が一番不安に思っていることをできれば具体的にお願いたします。

藤永高齢福祉課介護保険係長 こちらの基本事業6における被保険者の安心と信頼の確保というのが、当然介護保険の財政を安定的に運営しているという安心と信頼を得るところ、それからケアプラン等のチェックに基づいて、利用者にとって過不足ないサービスが受けられるという安心を利用者に持っていただくという意味で、こちらに記載させていただいております。

山田伸幸委員 やっぱり皆さんにとって一番負担になっておられるのは、保険料と利用料ですよね。今後もこの制度全体を高齢者が安心してサービスを受け続けるためには、払った分がきちんと返ってくるという実感が必要だと思っております。スタート時には、旧山陽町で2,500円程度でした。当時の小野田市は2,900円程度、それが今は5,500円ですかね。そこまで高くなって、皆さんの不安はいつまでも上がっていく、その改定の度に上昇していく負担の重さですね。これを少しでも安く抑えていくことの重要性を市として取り組む必要があるのではないかなど。そのためには、重症化しない、あるいはサービスを受けなくてもいいようになっていただくと。どこでしたかね、PPK、ぴんぴんころりを目指すという町もあるぐらいですから。皆さんが元気になっていただく、介護サービスを利用しなくてもいいという、しっかりとした高齢者福祉対策に取り組んでいく必要があるんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

麻野高齢福祉課長 委員おっしゃるとおりでございます。まずは介護保険を必要としないように、介護予防にしっかりと取り組んでいくというのがまず

スタートかなと思っております。それでも、介護保険を使わなければならなくなった場合の保険料でございますけれども、このサービス料は国が設定しますので、市で設定できません。保険料につきましては、なるべく市民の負担が増えないようにということで、それはもう市として念頭において取り組んでおるところでございます。令和3年度から保険料改定になったんですけれども、それまでと同じ金額で設定しております。これにつきましては基金の使い方等いうのもございまして、令和3年度からの3年間の保険料につきましては基金の取崩しといいますか、これを少し増やして、市民の負担を抑えている状況でございます。将来的にずっとこの水準を維持できるかどうかというのはちょっと分かりませんが、介護保険を使わなくていいような介護予防の取組というのは、進めていくべきであるというふうに考えております。

松尾数則分科会長　今まで個別にちょっといろいろ見てきたので、全体的に基本施策2 高齢福祉の充実について質問があれば受けたいと思います。いいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、基本施策2 高齢者福祉の充実の審査は、これで打ち切りたいと思います。ありがとうございます。それでは、次は、審査番号②は50分から始めたいと思います。

午前10時40分　休憩

午前10時50分　再開

松尾数則分科会長　それでは、基本施策10 防犯・交通安全・空家等・消費者保護対策の推進について審査を行いたいと思います。では、まず執行部の説明を求めます。

山本生活安全課長　それでは基本施策10 防犯・交通安全・空家等・消費者保護対策の推進について、生活安全課から説明いたします。既に企画課から説明しておりますとおり、この基本施策10につきましては、前期基本計画では、防犯・交通安全と消費者の保護といった別々の施策としておりましたが、いずれも市民生活における安全の確保を目的とした施策ですので、統合されています。それでは、38ページをお開きください。まず、2029年のあるべき姿として、市民の交通安全に対する意識の高まり、市内各地域の防犯環境の整備、管理不適切空家等の減少や利活

用可能な空き家の活用、消費生活に係る情報提供や消費生活相談体制の充実により、市民の安全・安心な生活環境が整っていますとしています。

次に、現状と課題は、交通安全対策では、本市の交通事故件数は減少傾向にあるものの、高齢者の関わる事故の割合が増加しています。事故の多くは交通ルールの遵守違反によるものであり、市民一人一人の交通安全に対する意識の啓発が重要となっています。交通安全環境につきましては、通学路として整備が必要な道路が多くあります。防犯対策では、本市の刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの、犯罪を未然に防ぎ、犯罪が発生した場合に適切かつ迅速に対処する環境の整備を推進するためには、警察、行政、市民等が一体となった取組が求められます。空家等対策では、少子高齢化の進行や人口減少により、今後は更に空家等の増加が見込まれます。市民の快適で安全な住環境を確保するには、空家等の利活用を促進するとともに総合的な視点に立った空家等対策を展開する必要があります。消費生活では、生活や価値観の多様化、社会変化のスピード化に伴い、商品やサービスに関する情報があふれ、また高齢化の進行により市民の消費行動をめぐる安全確保の必要性が増大していますといったことが挙げられます。4年間の目標として、交通安全教育による市民意識の啓発、交通事故の抑止、通学路安全対策等の道路の交通安全環境向上、地域防犯環境の整備、空家等の適正管理の推進、特定空家等への対応、空家等の利活用の推進、消費生活相談の適切な対応・処理、正しい知識に基づき的確な判断ができるような消費生活情報の提供を挙げています。目標指標は、安全で安心して暮らすことができると感じている人の割合とし、これは総合計画策定に係る市民アンケートの結果で、令和3年度の現状値が64.5点となっています。令和7年度に向けて、交通安全に対する意識が高まり、交通安全環境や防犯環境が整備され、空き家対策が進み、消費生活の安全が確保されることにより、市民が安全で安心して暮らすことができると感じている人の割合が増えることで、目標値は65.0点としています。続きまして、基本事業について説明いたします。39ページ、基本事業1交通安全思想の普及についてです。交通安全意識と交通マナーの向上を図るため、生涯にわたる学習を効果的に実施することにより、市民一人一人が交通安全を自らの課題として認識し、「自らの身は自ら守る」という意識の醸成を図ります。また、人優先の基本的な考え方の下、子どもや高齢者等の交通弱者に配慮する思いやりの心を育む運動を推進します。評価指標としては、交通事故死者数及び交通事故重傷者数を掲げ、交通安全活動事業を進め

ることにより、交通事故死者数は令和2年度の現状値1人から令和7年度の目標値はゼロ人、交通事故重傷者数は令和2年度の現状値21人から令和7年度の目標値は20人以下を目指すよう設定しています。なお、この評価指標については、国の第11次交通安全基本計画、県の第11次山口県交通安全計画、そして国・県の計画を踏まえ策定いたします本市の第11次交通安全計画と同じ指標としています。主要事業としては、交通安全活動事業で、内容は、主には春・夏・秋・年末年始などの交通安全運動期間中に集中的に実施する各種キャンペーンや交通安全フェスタにおける啓発、また年間を通じて実施する各種活動や交通教室などを充実したものとし、警察、交通安全協会、交通指導員、交通安全母の会などと連携しながら、交通安全思想の普及につながるよう取組を進めてまいります。基本事業2交通安全環境の整備は、生活安全課の所管ではございませんので割愛させていただきます。40ページ、基本事業3地域防犯対策の推進についてです。犯罪や暴力のない安全・安心なまちづくりのための事業に対する支援を行います。また、夜間における歩行者の安全確保や、犯罪発生防止を図るため、自治会等が設置する防犯外灯及び防犯カメラの設置経費の一部を助成します。評価指標としては、刑法犯認知件数を挙げ、地域防犯対策を推進することにより、刑法犯認知件数が令和2年度の現状値180件から令和7年度目標値は150件以下を目指すよう設定しています。主要事業としては、地域防犯対策推進事業として、主には山陽小野田防犯対策協議会へ補助金を交付し、その活動を支援するとともに、県、警察、防犯対策協議会と連携し、啓発活動等に取り組みます。また、防犯対策整備事業として、防犯外灯設置費補助、防犯カメラ設置費補助により、自治会等が進める防犯対策設備の整備を支援します。次に、基本事業4空家等対策の推進についてです。市内の空家等に関する情報収集と実態把握に努めるとともに、山陽小野田市空家等対策計画に基づき、計画的に適正管理と利活用の推進に取り組みます。評価指標としては、管理不適切空家等と判断した空家等の改善率を挙げています。この説明の中で、解決件数÷相談件数×100としていますが、解決件数ではなく改善件数の誤植でした。改善件数に訂正させていただきたいと思っております。この指標は、空家等に関する相談等を受け、現地調査をし、所有者を調査し、所有者へ文書や訪問により対応をお願いすることにより改善した割合とし、令和2年度の現状値7.6%から令和7年度目標値は50.0%を目指すよう設定しています。また、空き家の利活用促進を目的に今年3月から開設した空き家バンク

について、空き家の所有者へ空き家バンクへの登録を進め、令和3年度時点の登録戸数8戸から令和7年度の目標値は30戸の登録となるよう設定しています。主要事業については、空家等適正管理推進事業として、来年度実施を予定しております市内全域の実態調査の結果を踏まえ改定する山陽小野田市空家等対策計画に基づき、管理不適切空家等を減らす、また増やさないよう対策を進め、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている管理不適切空家等については、空家等対策協議会の意見を踏まえ空家法に基づく特定空家等に認定するとともに、特定空家等に対する法的措置を講じることとしています。また、空家等利活用事業は、空き家バンクを中心とした事業を展開し、登録物件の利活用促進につながるよう、関係部署と連携しながら各種補助事業に取り組むこととしています。41ページをお開きください。次に、基本事業5消費生活の安全確保についてです。市民が安全で安心できる消費生活の実現に向けて、消費生活に関する教育、普及啓発などを実施するとともに、消費者事故等の情報提供や消費者トラブルに対応する消費生活相談体制の充実を図ります。また、高齢者、障がい者、認知症等により判断力が不十分となった市民の消費者被害を防ぐため、見守りを実施する機関、団体等との連携を強化します。評価指標としては、うそ電話詐欺発生件数を挙げ、出前講座や民生委員児童委員協議会などでの情報提供、注意喚起するとともに、通話録音装置の貸出などにより、うそ電話による詐欺被害が発生しないよう対策を進め、令和2年度の現状値1件から令和7年度目標値はゼロ件を目指すこととしています。主要事業については、消費者保護事業として、悪質商法による消費者被害の防止に努めるとともに、商品の適正な表示の監視や消費生活サポーターとして消費者団体の育成に取り組みます。また、地方消費者行政活性化事業として、消費生活センターの相談体制を充実させ、消費生活相談員に専門事例研修等を受講させることにより、相談員の資質・能力向上を目指します。さらに、高齢者等の消費者被害を防止するため、見守りを実施する団体との連携を強化する地域見守りネットワークとして消費者安全確保地域協議会の設置を目指します。基本施策10の関連する個別計画につきましても、現在策定を進めております第11次山陽小野田市交通安全計画、それから来年度改定する予定の山陽小野田市空家等対策計画です。基本施策10の説明は以上です。御審議のほど、よろしく願いいたします。

松尾数則分科会長 執行部の説明が終わりましたので、これから委員のほうの質疑を受けたいと思います。やはり区切りましょうね。まず、基本事業 1 までの内容について質疑を受けたいと思います。

吉永美子委員 4年間の目標というところに掲げてありますが、この空家等の利活用の推進ですね。38ページの中に、4年間の目標として、いろいろ羅列されています。その中で、下から3段目に空家等の利活用の推進とありますよね。これまでは、どちらかというところと危ないものを把握してそれをどうするかというところでしたが、利活用ということで、次のステップに進んでいかなければなりません。今お聞きしていても、どちらかというところとバンクを作るとか、市民また市外の方による空き家の利活用というふうに聞こえるわけなんですけど、先ほど話が出ましたけど住民通いの場において、百歳体操とかの場所がなければそういったことも考えていくという、市として使えるAとかBランクとかの空き家をどう利活用するかということも大事だという思いで、以前、一般質問で取り上げさせていただいたことがあったんですが、この利活用の推進については行政そのものが利活用を進めるという考えはないんでしょうか。

山本生活安全課長 委員おっしゃるとおり、利活用の推進というのは非常に大事なことだと思っておりますし、市全体でも取り組まなければならないことだと思っております。ただ、生活安全課といたしましては、まず空き家を1軒でも何とか解決していく、改善していくという目的で始めました空き家バンクを中心とした利活用の推進に取り組みたいと考えております。先ほど高齢福祉課からもお話が出たようですけれども、空き家を活用した何らかの事業を展開したいという御要望が、市民また地域、それから各部署、団体などからあれば、生活安全課として持っている情報を出せるものは出していき、協力していきたいと考えております。

吉永美子委員 是非、もうこれは他課と一緒に進めるべきことです。以前より委員会の中で本当に苦しい答弁をされていたのはよく分かっているんですけど、もっと進むということも視野に入れてやっていかないといけないと思います。それで、次に消費生活相談の適切な対応・処理とあるんですけども、本当にいろいろな相談が上がってくると思うんですよ。どこまで市が入り込んでいけるのか、警察との連携も含めて適切な対応処理とありますので、どのようにしていかれるのかお知らせください

い。警察との連携も含めてです。

山本生活安全課長 消費生活に係る相談を受けた際に、内容をお聞きする中で、例えばそ電話詐欺で明らかに詐欺被害に遭っているということになれば、すぐに警察に相談されるよう相談に来られた方に御案内します。ただ、個人情報なかなかやり取りすることが難しいことがございますので、相談者の同意が得られれば警察にそのまま情報は提供しますし、そうでなければ、直接警察に相談に行ってくださいということになります。

吉永美子委員 逆に警察からどれだけの情報を頂いているのか。連携とお聞きしたんですけど、警察のほうからしっかりとそういった情報、こういうのが市民から入ってきていますよとかいうのは、きちんとこちらから出すだけではなくて、あちらからも情報を頂く、そういう意味での連携はきちんとできる体制は作っておられますか。

山本生活安全課長 山陽小野田警察署の生活安全課とは頻繁に連絡を取っております、市内で警察にうそ電話詐欺に関連する相談とか通報があった場合は、山陽小野田警察署、それから市でもチラシ、ホームページ等で周知を併せてするようにしております。ただ、その中でどうしても個人情報のやり取りができないところがございますので、そこはちょっと難しいんですけども、発生した相談や情報については、可能な限り連携はしているつもりです。

山田伸幸委員 交通安全の問題は、地域の安全にとっても非常に重要な課題となっております。横断歩道の設置とかを求めてもなかなか認めてもらえないということがあるんですけど、そういった地域を守るための安全施設ですね、所管が違うかもしれませんが、やっぱりそういったものがきちんと整うことで安全を守っていくということが必要だと思うんですけど、所管課との連携は取っておられるのでしょうか。

山本生活安全課長 市の土木課と学校教育課で通学路の安全点検プログラムの会議、委員会等がございまして、その中に生活安全課の職員も出席しております。そこには学校教育課、それから市の土木課、県土木、国交省、それと各学校の先生たち、育友会の方も参加され、いろいろなところを点検して、話し合うというか、共通認識を持っております。そこには警

察も参加しております。

山田伸幸委員　　というところで基本事業を見ると、評価指数が死者と重傷者にしておられるんですが、交通事故発生件数というのは考えておられないんですか。

山本生活安全課長　交通事故発生件数も考えてみたんですけども、これは国の交通安全基本計画、それから県の交通安全計画でも、交通安全死者数と交通事故重傷者数を掲げており、やはり悲惨で重大な事故をなくしていく、交通事故死亡事故ゼロを目指すということから、本市におきましても、交通事故死者数を減らす、重傷者数を減らすという目標値にさせていただきました。

大井淳一郎委員　基本事業1の評価指標について出たので、ちょっと質問をさせていただきますが、交通安全思想の普及という事業であるならば、市民に対する思想、意識啓発とか市民啓発について、4年間の目標でも書いていますね、交通安全教育による市民意識の啓発と。こういったものに合わせた評価指標でないといけないかなと思っております。前期は交通安全教室を実施した回数となっておりますが、今回は交通事故の死者とか重傷者なんですよね。確かに交通安全思想を普及させることによって得られる効果として、こういう死者とか重傷者の減少につながるというのは分からないでもないんですが、市ができることとして、この交通安全思想の普及と考えた場合に、この評価指標が妥当なのかなと思うのですが、いかがですか。なぜ前期から変わったんですか。

山本生活安全課長　評価指標については、達成度を測ることができる指標として、活動指標でなく成果指標を設定することとなっております。前期は、幼稚園、保育園、小学校、中学校等で交通安全教室を実施した回数で、145回と設定しておりましたが、実際、保育園や小学校が統廃合される中、交通教室の実施回数というのが減少しております。それから、今後、少子化傾向からも、交通安全教室の参加者も減少することが見込まれて、減っていく見込みのある回数を挙げていくことが指標としては適さないのではないのかと考えたこともあります。交通安全活動事業を進めることによって、交通安全、思想の普及、意識、交通マナーを向上させて、市民一人一人に交通安全思想が普及することで重大な交通事

故がなくなるということを目指した指標に変えさせていただきました。

大井淳一郎委員 企画課に聞きますが、今、活動指標ではなくて成果指標をこの評価指標に挙げなさいということなんですか。ほかの評価指標は全て成果指標じゃないと思うんですが。活動指標もありますよ。

佐貫企画課主査兼政策調整係長 基本的にはなるべく成果指標にさせていただくようにさせていただいています。どうしても難しい場合は活動指標になっていますが、やはり総合計画の進捗の成果を測るときに、事業単位であれば活動指標でもいいのかなと思うんですが、施策の評価となると、やはり成果指標のほうがふさわしいのではないかと考えておきまして、なるべく成果指標に設定するようにお願いをしております。

大井淳一郎委員 それは理解できました。ここでの成果指標をなるべく挙げなさいということは分かるんですが、交通安全思想の普及なんですよ。ここに着目すると、なぜ交通事故死者数とかなのかというのはちょっと思うんですよ。そこは今一度聞きたいんですが。このタイトルを変えたほうがいいんじゃないですか。交通事故の抑止とか。全部変わってきますよね。ちょっと適当ではないのではないかなと思うんですが、いかがですか。さっきの課長の答弁だと、統廃合するから、もっと言えば、回数が減りそうだから挙げなかったとも思われますよ、今の答弁だと。いかがですか。

山本生活安全課長 タイトルと直接違うと言われると、なかなかお答えが難しいんですけども、交通安全活動、交通安全思想の普及、交通安全対策をいろいろ進めていく中で、やはり基本となるのは、国の交通安全基本計画、それから県の計画、そして市の計画でもありまして、国、県においても、やはりこの交通事故の死者数を減らしていく、交通事故の重傷者数を減らしていくという同じ指標を掲げておりますので、本市におきましても、国、県に合わせた指標としたところであります。

大井淳一郎委員 国や県が同じように交通安全思想の普及というものを挙げて、この成果指標を挙げられているんですか。そこを確認したいんですが。

山本生活安全課長 交通安全思想の普及という言葉は計画の中に入っているは

ずなんですけども、ちょっと今、国、県の計画を持ってきておりませんので、申し訳ありません。

川崎市民部長 今御質問いただきました件につきまして、山口県の交通安全計画ですけども、第11次交通安全基本計画の中の交通安全の目標指標というところで、こういった指標が挙がっておりまして、確かに委員言われるとおり「普及」という文言、項目の指標ではないというところではございます。今回の本市の基本計画のこの部門の評価指標の設定については、確かに部内でもいろいろ協議をしたところではございます。市の努力でこの成果指標にすぐつながるものではない、警察の大きな力ももちろん要りますし、警察のみならず、その他たくさんの活動によってなし得られる指標である。ちょっと余りにも大き過ぎるのではないかという議論は随分したところではございます。ただ、先ほど課長も申しましたとおり、できるだけ活動指標ではなくて成果指標を用いることが望ましいということや、ここにほかの指標があるかといったときに、なかなか適切な指標がないということ、そして、国や県においては、最終的な交通安全の目標は、こういった交通事故死者数というのを目標に掲げているところをいろいろ総合的に勘案し、ちょっと確かに思想の普及というところでは余りにも大き過ぎるなというイメージはあるんですけども、これ以外に適切な指標がなかったという点と、市の総合計画の指標ですので、国、県等に合わせることを望ましいというところでこれを設定させていただきました。個別の事業計画であれば、それぞれの項目に応じた細かな指標の設定も必要だろうと思いますが、本市の総合計画というところから考えて、この指標に設定させていただいたというところではございます。

大井淳一朗委員 国と県に合わせるということですが、何のための市の総合計画かということを考えなきゃいけないと思います。国や県と全く反するというものは適切ではないかもしれませんが、市は市で、県と国にとらわれ過ぎてもよくないと思っています。それからもう1点、交通安全思想の普及活動ということで交通安全教室以外にほかにもあると思うんですが、事業を言っていただけますか。そちらの回数を指標として挙げることも考えられるので質問いたします。

山本生活安全課長 先ほどから申し上げているとおり、交通安全教育として幼

稚園、保育園、小学校、中学校、高齢者に向けての交通安全教室がまずあります。それから、街頭指導として交通安全指導員や、地域交通安全活動推進員などによる児童生徒の登下校時の交通指導というものがあります。それから、広報活動として市の広報の掲載、街宣車による広報、それからのぼり旗、立て看板、横断幕等の掲出、市内のスーパーや商業施設での店内放送の実施があります。それから、交通事故被害者救済として警察署で実施されているものですが、交通事故相談所の開設、それから市民交通災害共済事業というものがあります。そのほか、先ほどちょっと触れましたけども、春、夏、秋、年末年始などの交通安全運動期間中のキャンペーン、それから、ここ2年間コロナで実施しておりませんが、交通安全フェスタの開催、そのほか交通安全母の会による独居老人宅訪問活動などがあります。

吉永美子委員 ちょっと確認をさせてください。当然、交通事故ですので、他県や他市の方がたまたま山陽小野田市内で事故を起こされることもあり得ると思います。この市内におけるというところは、これは市民ということに理解していいですか。

山本生活安全課長 市外から来られた方が市内で事故された場合は、件数に挙げられます。

吉永美子委員 やはり考え方としてですね、これは市民のための基本事業として本来挙げているわけじゃないですか。この上に4行ありますよね。そういった自らの身は自ら守るとか、自分の身を守ろう、相手の命も守るといことですが、そこで市民じゃない人がたまたま本市で事故を起こしたのもゼロにしようというのが、ちょっと私は違和感を覚えるんですけど、市民じゃない人も挙がるわけじゃないですか。たまたまですよ。それは考え方としてはどうでしょうか。

川崎市民部長 この交通安全思想の普及というのは、市内にお住まいの方だけに対してするのではないとは思っております。市外から市内に通勤していらっしゃる方を含め民間、企業の方々にも、こういった交通安全の運動は一緒にやっていただきますし、また保育園、幼稚園であれば市外からその保育園に通っていらっしゃる子供さんにも、市として普及しておりますので、思想の普及自体は、市内在住者に限定したものではないと

思っております。ただ、交通事故に関しては、本当に究極を言えば、本市に御縁のない方が、たまたま下関、福岡から広島に行かれる途中で市内で事故に遭われるというような事例がなくはないですけども、ここの思想の普及というのは市内在住ということに限ってはいないつもりでございます。

吉永美子委員 言われることは何となく分かるんですけど、ここにわざわざ評価指標と挙げる意味がとても薄れて、今言われた交通安全思想の普及の中に関わる方とかに、個人情報があるからそんなできないですし、そういった方たちだけとかいうのは分かるんですけど、たまたま本市を通られて事故されたということだと全く無縁でしょう。そこで、この評価指標に挙げる意味があるのかなと思ってしまいます。意味はありますか。

山本生活安全課長 交通安全というのは、山陽小野田市だけで取り組んでいるものではなく、県も国も全国的に取り組んでいるものであります。ただ、ここで委員がおっしゃるとおり、市民だけを対象とした指標となっていないという御指摘はあるのかもしれないんですけども、交通安全を1件でもなくしていく、重大な死亡事故、重傷者を1件でもなくしていくというのは、やはり市民だけではなく国民全ての願いかなと思いますし、なかなかこれに代わる指標というのを、検討する中で適当なもの、評価が測れるものというのがなかったものですから、その辺りを御理解いただきたいなと思います。

川崎市民部長 御意見を頂き、確かに言われるように本市の計画でございますので、本市の施策をまず第一に考えるということは大変必要なことであると思っております。ただ、この交通安全というのは、今課長も申しましたとおり、もちろん全国的に進めていくべきものでございまして、本市だけが特化しているものではないと思っております。そして、先ほどの話とはまた逆で、本市の市民が他市、他県に行って、交通事故を起こさないということも大変重要なことであると思っております。ですので、この交通安全思想の普及に関する活動は、市内、市外、在住者に限定して考える必要も本来はないのであると思っております。そうしたときに、この指標が総合計画のこの項目の指標として適切かどうかということですが、言われるとおり、そこに本当に細かいことを突き詰めていくと、市外とか市内とか大き過ぎるとか、いろいろな御意見は多々あるかと

は思うんです。やはりこの交通安全というところで、一番の目的は、この交通事故、死傷者数をゼロにすること、重傷者数を減らしていくことというのは、本当に究極な目標でございます、本市の総合計画の指標としては、やはりこれが一番適切であると担当課としては判断して設定させていただいたところでございます。

松尾数則分科会長 この内容については、後でまた話し合ひましょう。それでは、基本事業3、4、5をまとめていきたいと思ひます。

大井淳一郎委員 また同じような質問になるかもしれませんが、地域防犯対策の推進の評価指標ですが、刑法犯認知件数となっております。これも結局、地域防犯対策を推進して得られる成果指標として、刑法犯認知件数なんですが、刑法犯の認知件数が減れば、地域防犯が進んでいると必ずしも思わない。刑法犯はいろいろありますよね。防犯から知能犯から、ほかにもね。人を巻き込む、巻き込まれる、いろいろあると思うんですよね。ですから、これを評価指標に挙げるのはどうかなと思ひます。むしろ、市が一生懸命やろうとしている防犯外灯、防犯カメラの設置経費の一部助成に着目したほうがいいのではないかなと思ひますよね。実際に前回は防犯外灯ですよね。これも成果指標にとらわれ過ぎているんじゃないかなと思ひますが、いかがですか。

山本生活安全課長 まず、前期の指標としておりました防犯外灯の設置灯数から変更した理由を説明させていただきたいんですけれども、防犯外灯の申請灯数が減っております。これはLED灯化が進んだことによってなんですけど、それに反比例して申請灯数というのは年々減少しています。実際、平成30年度が563灯、令和元年度が368灯、昨年度297灯、今年度は更に減少する見込みとなります。減少した主な理由といたしましては、自治会内の防犯外灯を全てLEDにしたとかですね。LED灯化率100%の自治会というのがかなりあります。LED灯は長寿命で故障が少なく、それによって修理の申請というのがほぼございません。前期の成果指標としては、達成していないということになってしまふんですけれども、決して進んでいないわけではなくて、LED灯化によって各地域がかなり明るくなっていると思っておりますので、そうするとなかなかここで評価指標として挙げるのは困難だと思ひ、変更いたしました。

大井淳一郎委員 防犯外灯はよく分かります。防犯カメラを今からやろうとしていますよね。そちらも評価指標と考えられるんじゃないですか。

山本生活安全課長 防犯カメラにつきましては、6月補正で予算措置していただいたんですけども、これは今年度、一応20個設置予定で予算化しております。けれども、今年度まだ始まったばかりで、実際、今のところ申請が2件です。もう既に設置されたのは2件のうち1件で、もう1件は申請していただいたばかりでして、まだこれからの事業ですので、なかなかここで評価指標として挙げるのは困難だと考えまして挙げておりません。

福田勝政委員 山陽小野田市には今空き家というのは何軒ぐらいあるんですか。空き家と認めているものは何軒ぐらいあるんですか。

山本生活安全課長 今現在の数字は、把握はできておりません。といたしますのが、全市的な調査というのが毎年できるわけではございませんので、前回は平成29年度に実施した空き家計画を策定する前に実施した調査で、その時点では1,269軒の空き家があったと調査結果では出ております。ただ、それから、空き家になったものもありますし、空き家であったものが活用されたり解体されたりしたものもありますので、増減がかなりありまして、現段階で何軒というのは正確にお答えすることはできません。空き家の数につきましては、来年度、計画の改訂に併せて実施する実態調査を予定しておりますので、そこでまた明らかになってくると思っております。

福田勝政委員 他の市では、市役所が買い取ってリフォームして売るという例があるんですよね。山陽小野田市では、そういうことはありませんか。というのは、市がバックアップしていたら、すぐ家は売れるんじゃないかと思うんですよね。そうした計画はないわけですか。

山本生活安全課長 そういった事業は今のところ検討しておりません。

白井健一郎副分科会長 基本事業3の評価指数なんですけど、先ほどから話がありますが、これはちょっと明らかにおかしいと思われれます。というのも、

刑法犯というのはいろんな種類がありまして、単に防犯外灯や防犯カメラで防ぐ、町中の要するにそういう暗闇で何かひったくりとか、あるいは性暴力だったりと犯罪というのは限られますので、ちょっとこれは考え直してほしいと思います。それはいいんですが、もう一つちょっと聞かせてください。基本事業4の評価指標の空き家バンク登録戸数なんですけど、これは現状値8戸となっていますが、これは登録が8戸で、実際に申込みとかあったんでしょうか。

山本生活安全課長 空き家バンクにつきましては、今年の3月から始めたものなんですけれども、空き家バンク開設後、登録に関する相談自体は42件ありまして、昨日までの時点で12件の登録申請があり、10件を登録しておりまして、2件は今登録の申請書類の審査をしまして登録の準備中です。登録した10件のうち、1件は空き家バンクを通じて成約をしている状況です。

大井淳一郎委員 それでは空き家の質問が出たので空き家に行きましょう。これは4年前に結構揉めたやつで、解決率ということで落ち着いたんですが、今回は改善率になっております。改善率と解決率の違いと現状値ですね。これは平成23年度からの累計ということで、前期計画で平成28年度は52.9%になっておりますが、こちら令和2年度には現状値7.6%となっておりますが違いですね。現状値7.6%になっている根拠をお願いします。

山本生活安全課長 まず、前期の評価指標では空家等の相談を受けて現地調査、所有者調査を経て、所有者へ対応をお願いする善処文書の送付をもって解決件数としていたんですけれども、文書を送っただけでとどめてしまうと、放置されたままで管理が不適切な状況というのが改善されたわけではございません。今回相談を受けて、それから現地調査して、所有者を調査して、文書なり直接なりで対応をお願いして、改善、問題となる部分が改善された場合の率と変更させていただきました。それから、平成23年度からの累計と前期の場合はしてございましたけれども、そうすることによってどんどんどんどん分母が膨らんでいくということもありますし、例えば草木の繁茂の相談苦情となると、毎年同一の空き家に対してどんどん件数だけが増えていってしまうこととなりますので、今期から年度単位で相談を受けた中で、年度単位で対応をお願いします。

て改善した件数とさせていただいております。それから、7.6%は我々もちょっと非常に低いと考えておるんですけども、昨年度は106件の相談を受けた中で、実際に市で改善されたと確認ができたのが8件しかないんです。相談を受けたその106件のうち、今対応をお願いする文書を送ったものというのが67件ありまして、まだ所有者調査中というものもあり、全てを再度追っかけて調査ができていないという現状もございます。もしかしたら連絡はないものの、草木の繁茂程度であれば既に改善されているものもあるかもしれないんですけども、それが全てきちんと追っかけた調査というか改めての調査が全てできていないので、確実に把握できた件数のみを分子として計算しており、ちょっと改善率が前年度は低くなりました。

山田伸幸委員 空き家バンクというのは大体、全国的に言いますと、その活用方法として定住促進に結びつけられることがあるんですけど、今、本市でいうとシティセールスとの連携はされているんでしょうか。

山本生活安全課長 シティセールス課とも連携しながら、対応しておりまして、これからも更に強化をしていきたいと思っております。例えば、シティセールス課で所管しております転入奨励金があります。空き家バンクに登録されている物件の利用希望申請があり、そこに居住を目的に利用希望される方については、転入奨励金の情報や、今年度から始めました空き家の改修事業の情報をお知らせしていきたいと。したがいまして、シティセールス課とは連携を取りながら対策を進めていっているところです。

山田伸幸委員 改修というのは金額で言ったらどの程度まで補助を出しているんでしょうか。

山本生活安全課長 改修補助につきましては、6月の補正予算で予算措置されたもので、最大100万円です。それは条件によって異なるんですけども、市外からの転入であれば手厚く、また子育て世代であれば手厚くといった段階的な補助金の額にはしております。ただ、まだ相談も1件もない状況ですので、今から利活用の申請が出てきて、特に市外、県外からの移住定住を目的とされた方からの申請であれば、積極的にPRをしていきたいと考えております。

山田伸幸委員 定住促進に積極的なところというのは、やはりこういった空き家への案内というの、ホームページの充実、それから実際に見に来られたときにきちんと丁寧に案内をするというふうなことがされているんですけど、そういった体制まで組んでいるんでしょうか。

山本生活安全課長 なかなか実際そこまで、生活安全課としては整備ができていないというか、対応できていないのが現状ではあります。先ほどからあるとおり、まず生活安全課としては、管理不適切な空き家の対応に重点を置いているという現状がございまして、その中で始めました空き家バンクにつきましても、空き家バンクによって1軒でも利活用が進めば、将来的な管理不適切空き家にならないということがございます。なるべく利活用にもっと積極的に取り組みたいんですけども、移住定住となるとやはりシティセールス課にもお願いしながら、連携を取りながら対策を進めていきたいと考えております。

山田伸幸委員 要するになかなか手が取れないということだと思っておりますけれども、やはり市全体できちんと横の連携を取りながら進めるということが定住促進につながっていくと思います。管理不適切な空き家も非常に大事な課題だというのは私自身も分かっておりますし、地域にとっては安全の確保にもつながっていておりますので、あれがあるからこっちはできないという形がないようにしていただきたいと思っております。

大井淳一郎委員 評価指標ばかり言うとあれなんです、うそ電話詐欺発生件数となっております。前期は、出前講座、消費生活相談助言率ということなんです、変わった理由を教えてください。

山本生活安全課長 前期で助言率としておったものを変えた理由ですけども、助言率は消費生活に関する相談を受けまして、基本的に100%助言をしていきたいと。ただ、100%できないものの中にはあるんですけども、100%であって目標も100%というのは前回も御審議いただいたところですけども、いかがなものかということもございました。今回はこの消費生活相談だけでなくいろいろな出前講座とか、消費生活の啓発も含めて取り組む中で、県内でも結構盛んに還付金詐欺が発生している状況ですので、うそ電話詐欺を1件でもなくしていくように対策を講じていきたいということから評価指標として掲げました。

大井淳一郎委員 これは前期の基本施策1-1 消費者の保護と意識啓発を基本事業5に統合させているんですね。今言われた助言率うんぬん以外にも出前講座の参加者というのを指標に挙げられておったんですが、それではなくてあくまでも成果指標を重視して、うそ電話詐欺の発生件数にしたんでしょうか。

山本生活安全課長 実際、出前講座の回数と参加者につきましては、近年のコロナの影響もあってか、ちょっと減っている状況でもありまして、なかなか今後先が見越していけないものもございまして、今回は挙げておりません。

大井淳一郎委員 消費生活の安全確保を考えた場合に、詐欺だけじゃないんですよ。何か物を買ってちょっと取り消す場合にクーリングオフの対応もちゃんとできるかとかも含めた相談も当然あるわけなんですよ。だから、いろんなものを考えた場合に、うそ電話詐欺だけにとらわれるのは、これをもって安全確保ができたというのはちょっとどうかなと思うんですよ。そういったことをもうちょっと把握させる意味では、前回あった意識啓発系の出前講座に特化すべきではないかな。ここはどうですかね。うそ電話詐欺というのは、これだけじゃないでしょ。詐欺だけじゃない、電話もいろいろあるでしょう、いかがですか。

山本生活安全課長 うそ電話詐欺というのはいろいろな種類があって、大井委員からもあるとおり、消費生活というのはクーリングオフとか、そのほかの相談も多数ありますので、それについてはホームページや広報、それから出前講座等々で啓発していきます。一番やはり目立って被害に遭われる方が多いのが、このうそ電話詐欺でございますので、評価指標としては、うそ電話詐欺が発生しないように取組を強化して、一番力を入れていきたいというふうに考えています。

大井淳一郎委員 あんまりこれを言うと怒られるかもしれませんが、現状値は1件ですからね。今の答弁はまずいかなと思うんですが、典型的なことかな。どうですかね。

山本生活安全課長 令和2年度は現状値は1件なんですけれども、平成30年

度は12件で3,100万円の被害が出ています、市内ですね。市内では、昨年は1件で被害額が14万円と少なかったんですけども、県内におきましては、昨年は68件、2億8,000万円の被害がありました。今年度、山陽小野田市においてももう既に被害が出ておまして、これは高齢者ではなく若い人が被害に遭っているという状況があります。うそ電話詐欺というのは、山口県警が定義しているものなんですけれども、いろいろな還付金詐欺とかオレオレ詐欺とか、それからパソコンに警告メッセージが出てきたとかという、そういうものも全て特殊詐欺に含めておまして、いろいろな被害が実際市内だけでなく県内いろいろなところでも出ておりますので、その被害はやはり食い止めていかなきゃいけない。そのための活動、相談受付をしていくということで、評価指標とさせていただいているところです。

山田伸幸委員 その説明の中に、高齢者、障がい者うんぬんあって、市民の消費者被害を防ぐため、見守りを実施する機関団体等との連携を強化しますというふうにあるんですが、こういった消費生活相談で実際にどういった団体とどのような、どの程度そういった相談体制、連携の機会があるのか、その点いかがでしょうか。

山本生活安全課長 実はまだ作っていないんですけども、消費者安全法の中で、国、県が消費者安全確保地域協議会の設置というのを進めております。本市におきましても、来年度設置を目指して今から取組を進めていきたいと。そういった中で、やはり地域、ふだんから地域を見守られているのは民生児童委員の方々がいらっしゃいますし、ケアマネの方もいらっしゃいますし、それらの団体、それから機関というのは主には警察になるんですけども、市だけではできないことを連携しながら見守り活動を実施していくというものを進めていこうというのがこの趣旨でございます。

奥良秀委員 ちょっと戻って、基本事業4の空家等対策の推進なんですけど、この空き家というのは、定義としては持ち主がいらっしゃっても使っていない家、若しくは持ち主がいらっしゃらない家、分からない家、また土地もあると思うので、土地ももう持ち主がいる土地、持ち主がいない土地、全て入るんですか。

山本生活安全課長 空き家の定義というのは、まず法律に定めがあるんですけども、使用されていない建築物であれば、所有者がどうであろうが基本的には空き家として対応します。空き家と空家等と使い分けているんですけども、空き家の平仮名の「き」が入った場合は建物、空き家建物そのもので、空家等には敷地、擁壁、ブロック塀だとか樹木だとかも含めて扱っております。単なる空き地は入りません。

奥良秀委員 空き家バンクといったら私たちも議員になって先進地とかに、確か産業建設常任委員会か何かで行ったような記憶があり、そこを見られたらいいと思うんです。持ち主とかが分からない空き家とかというのを最初の現状と課題の中で、総合的な視点に立った空き家対策等を展開していきますと書いてあるんですけど、どのようにされる予定なんですか。

山本生活安全課長 所有者不存在の空き家は実は結構ございまして、周辺に影響がないものであれば、実際市が何かをすることはございません、というかできないんですけども、お隣の方が所有者不存在の空き家で困っておられるといった場合には、相隣関係のみであれば、法律の専門家に相談を促します。それで、不在者財産管理人制度とかを活用して、何らかの対応をするということも可能です。あと、所有者不存在の空き家等が、例えば通学路であるとか道路、河川、周辺に重大な影響を及ぼすとなった場合は、これは放置しておくわけにはいかないとありますので、その影響度にもよるんですけども行政で対応せざるを得ない。最終的にはもう崩壊、倒壊してしまっている、しまう恐れが非常に高いということになると、最終的に法律に基づいて行政代執行ということになるかと思えます。

奥良秀委員 そこで今回のこの評価指標の中の管理不適切空家等というところの指標が、そういうふうな持ち主がいるところは多分この指標の中に改善例で挙がってくるとは思うんですけど、持ち主がいらっやらないとか持ち主が分からないとか、そういったところというのは改善できないですよ。いかがでしょうか。

山本生活安全課長 委員おっしゃるとおり、改善は所有者がいらっやらないならできないです。どれぐらいの影響度とかその状況、状態にもよるんですけども、例えば樹木が道路に越境し通行の妨げになるとなれば、

道路管理者で木の伐採は可能です。それから今我々が所管している空き家法の中で、その危険度によっては最終的に行政代執行という手はずを踏まなければ、実際改善というふうにはなかなかならないというのが現状かなと思います。

松尾数則分科会長 例えば、基本事業4の解決件数のところを改善件数に直すというのは、委員会で訂正をしていきたいと思っています。それ以外に、もう余り時間もないんですが、なしでいいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）続けてやりたいと思います。続いて審査番号③、基本施策34市政への市民参画の推進ということで、まず、執行部の説明を求めます。

山本生活安全課長 124ページをお開きください。基本施策34市政への市民参画の推進のうち、生活安全課が所管する箇所について御説明いたします。まず、2029年のあるべき姿として、行政情報を積極的に発信するとともに、市民の意見を聴く機会を充実させ、情報共有を図ることにより、開かれた市政が実現していますとしています。現状と課題については、2点目の市民参画の機会づくりとして、まちづくり懇談会などを通じて、市民の意見を広く聴く必要があることが挙げられます。4年間の目標といたしましては、3点ありますが、生活安全課所管は三つ目の、市民の意見を聴く機会の充実を挙げています。目標指標については、生活安全課所管分として二つ目の市民の声が市政に届いている反映されていると感じる人の割合を掲げ、これは総合計画策定に係る市民アンケートの結果で、令和3年度の現状値が38.7点であるのに対し、令和7年度に向けての目標値は50.0点と設定しています。続いて、基本事業について説明いたします。125ページ、基本事業1市政情報の発信についてです。当該基本事業については、主にはシティセールス課の所管となりますが、生活安全課が所管する事業の出前講座について評価指標を挙げており、出前講座の受講者理解度が令和2年度は79%であったのに対し、時代の変化に対応し、より分かりやすい講座を開催することにより、理解度85%を目指します。続きまして、基本事業2市民参画の機会づくりについてです。市民と行政がともにまちづくりを進めていけるよう、政策の企画段階から市民が参加できる機会づくりを進めるとともに広聴機能の充実に努めます。主要事業としては、市民意見公募(パブリックコメント)制度活用事業と広聴機能事業を挙げています。生活安全課所管の広聴機能事業につきましては、要望・苦情処理業務、

市民相談業務、法律相談業務、まちづくり懇談会業務などで、市民からの様々な相談や要望、提案等への適切な対応に努めたいと考えています。なお、基本事業2については、達成度を測る適切な指標がございませんので、評価指標は設定しておりませんが、124ページの目標指標、市民の声が市政に届いている反映されていると感じる人の割合により評価を確認していきたいと考えています。基本施策34の説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

松尾数則分科会長 執行部からの説明が終わりましたので、委員のほうから質疑を受けたいと思います。

吉永美子委員 現状と課題の2点目のまちづくり懇談会につきまして、現状をお聞かせください。

山本生活安全課長 昨年はコロナウイルスの関係で開催がございました。一昨年、その前も年に1件か2件しか実は開催はございません。

吉永美子委員 何で開催ができなかったのか。令和2年度はコロナというのわかります。その前は何ておっしゃいましたか。

山本生活安全課長 令和元年度それ以前までも申請がございません。申請があつて開催することとしておりますので、申請がないので開催ができておりません。

吉永美子委員 まちづくり懇談会というのは申請があつてのことだということで、申請がなければできない。だけど、市民の意見を広く聴く必要がありますと言われていたということは、待ちじゃなくて、市としての考え方をお聞かせください。

山本生活安全課長 まちづくり懇談会だけではなく、市民の意見を聴くものとしてホームページにも掲げてはいますけれども、あなたの声をお聞きますと私の提案ということで、御意見、御要望、御提案を受け付けるものをホームページ内にも開設しております。それから年に1回ではありますけれども、市広報にも、「広聴活動、あなたの声を生かします」と掲載をしております。それから、その声を届ける場所として、市役所の

ほか総合事務所、出張所、支所、各公民館に提言箱を置いておりますので、そこに入れていただければ、声をお聴きするというものは設けております。

吉永美子委員 ということは、聞いたことを返すということじゃないですか。その辺はきちんとされているということでしょうか。

山本生活安全課長 頂いた御意見、御提案等については、基本的に回答できるものについては回答をしております。回答につきましても、ホームページ上で公表できるものについては公表もしてきております。

吉永美子委員 基本事業1の出前講座の受講者理解度というのが、ちょっとすいません。この理解度の部分を私が理解できていなくて、この79%というのはどういう取り方をしておられるのか。分かりませんのでお願いします。

山本生活安全課長 出前講座は、生活安全課が取りまとめているんですけども、各部署において、各地域や学校で実施する出前講座の中でアンケートを取っておりまして、「よく理解できた」、「大体理解できた」、「余り理解できなかった」という回答を頂いております。その中の、「よく理解できた」というのが79%だったというものです。

山田伸幸委員 124ページの目標指標で、市民の声が市政に届いている反映されていると感じる人の割合があり、現状値38.7点というふうにあるんですけど、これはアンケートのどれを指しているのでしょうか。

佐貫企画課主査兼政策調整係長 アンケート調査結果報告書の20ページを御覧いただけますでしょうか。下から5番目の、あなたの声が市政に届いていると思いますかという満足度調査に対して数値化したものが38.7点となっております。例えば、「大いに思う」というのであれば100点とか、「思う」であれば75点とかというふうに点数化して、それを回答者の人数で割ったものが38.7点となっております。

山田伸幸委員 この数字からすると38.7点というのは、38.7%の人が反映されているというふうに感じるというふうに受け取ってしまうんで

すけど、これ実際は違いますね。満点は何点になるんですか。

佐貫企画課主査兼政策調整係長 満点であれば100点となります。今回、どちらとも言えないというものとか、思わないについても点数化しております。どちらとも思わないという回答は50点、思わないという方は25点、全く思わないという方は0点ということで、その合計値を全体の人数で割った数値をもって現状値を計算したという仕組みになっております。

山田伸幸委員 勘違いしそやね。思わないという人が多いですよ。

白井健一郎副分科会長 まず、今の目標指数の指標の二つ目なんですけど、これは行政の側だけじゃなくて、我々議員の側の責任かもしれませんね。市政に声が届いていないというふうに市民が思われるというのは、まずそう思いました。その点について何かありますか。（発言する者あり）ないですね。次に行きます。基本施策34市政への市民参画の推進ということですが、基本事業2にもありますとおり、政策の企画段階も大切ということですね。つまり、あるべき姿とかに書いてあるのは、もう既に行政が執行したものを情報として市民に提供して、こういうことをしましたということでもいいように思われるのですが、でも企画段階からも市民が行政と一体となって何か事業を進めていくということもあり得るということですよ、当然。その辺の、そういう価値についてどう思われますか。

山本生活安全課長 当然そういったことは非常に重要だと思っておりますし、現在でも、主要事業にも掲げております市民意見公募パブリックコメント制度の活用は計画段階からとは思いますが。それから、例えば生活安全課で所管している空家等対策協議会という協議会があるんですけども、ほかにも市の各部署で持っている協議会とか審議会とかにも市民が参加していらっしやると思しますので、各方面で市民が参画するということは非常に重要なことだと考えます。

白井健一郎副分科会長 企画段階からといいますか、市民と行政が一体となって何かできる政策というのは、何かそういう傾向みたいなものがありますか。何かこういうのがしやすいとか。

工藤企画課主幹 特段これといって、明らかにこの分野がという傾向はないのではないかと考えておりますが、どうしましても市民生活に多く関わるような部署でございましたら、何らかに行う際、計画策定の際もそうですし、恒常的な業務を行う中でも、会議体を作って業務に取り組んでいるという実態もございます。またこの度、総合計画を策定するに当たりましては、基本構想の部分につきまして、市民の方、市民団体の方、広く市内の方に御参加いただく中で、市の附属機関として基本構想審議会というものを設置し、その中で内容を御審議いただくなどの過程を経て行っておる場合というのが多々あり、様々な分野で必要に応じて御意見等を頂きながら事業を進めておるといった状況でございます。

大井淳一郎委員 ちょっとそもそも論になってしまいますが、広聴機能ですね。昔は広報広聴課というのがあって、そこが情報発信と広聴機能もあったんですが、いろいろ再編があって今の状況になっております。前から思うんですが、こういった要望書を出すにせよいろいろ広聴機能を担当するのが生活安全課なんですよね。これはどうなのかなと思うんです。これは組織的なものなので今後の課題ということなんです。部長、この辺の現状ですね、生活安全課が広聴機能を担当するということはちょっと私は違和感を覚えるんですが、いかがですか。

川崎市民部長 御意見に関しましてはそういったお考えと伺いますか、御意見は頂くことはごもっともではないかなと考えております。今委員さん言われたとおり、市の組織改編の中で今生活安全課に広聴機能がございしますが、昔は広報広聴課というのがあった時代もございします。私もそこに属していた時代もあったなと今思っております。今、広報と広聴が離れた場所ではございしますが、当然連携を取って行っておるところです。ただ、一つ私が思うのは、広聴が生活安全課というところでちょっと市民の方がイメージしにくいのかなというのは、以前から感じておるところでもございします。なので、それについては、今現段階ではしっかりと、広聴に関しては生活安全課ということをも市民に分かりやすくPRすることに努めておるところではございしますが、こういった組織とかその名称につきましては検討課題であると思っておりますので、今後いろいろなところで考えていきたいと思っております。

松尾数則分科会長 様々な質問がありましたが、まだありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）いいですね。それでは、基本施策34市政への市民参画の推進については、これで審査は終わります。どうもお疲れ様でした。時間過ぎて、すいません。次の審査は1時からやります。

午後0時15分 休憩

午後1時 再開

松尾数則分科会長 それでは、審査を再開したいと思います。審査番号④の基本施策7地域医療体制の充実ということで、審査を行います。まず、執行部から説明を求めます。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 それでは28ページの基本施策7地域医療体制の充実について御説明いたします。地域医療体制の充実に関しましては、前期基本計画の基本方針を引き継ぐとともに、感染症に対する体制を構築していくこととし、2029年のあるべき姿については、市民がいつでも安心して医療の提供を受けられるよう、広域的な地域医療体制が構築されているとともに、新型コロナウイルス感染症をはじめ、新たな感染症の発生状況に応じて迅速に対応できる体制が構築されていることと考えています。また、市民病院は公立病院として地域医療の中核を担い、継続的かつ安定的に安全・安心な医療を提供しています。次に、あるべき姿の実現に向けた現状と課題です。1点目として、医師の高齢化等により医療機関が減少する傾向にあることから、十分な医療体制が組みにくくなることが予想されています。2点目として新型コロナウイルス感染症など新たな感染症による市民生活への影響は甚大であることから、そのまん延防止対策が必要となってきます。3点目として、市民病院では、収支改善策を継続的に実施しているものの、経常収支の黒字化が実現できていないため、更なる経営改革が必要です。これら現状と課題を踏まえ、今後4年間の目標として、1点目として広域医療圏等における連携強化による医療体制の維持・充実、2点目として新たな感染症等に対する医療体制の維持・充実、3点目として市民病院における経常収支の黒字化を掲げております。目標指標の一つは、総合計画策定に係る市民アンケートにおいて、地域の医療に安心感を持っている人の割合です。この指標を掲げた理由は、この満足度を指標とすることが地域

医療の充実度を測るものとして適切と考えたためです。二つ目の指標は市民病院の経常収支比率です。次に、基本事業1 医療体制の維持・充実について御説明します。この基本事業では、市民がいつでも安心して医療の提供を受けられるよう広域的な地域医療体制の構築を図っていきます。また、新型コロナウイルス感染症をはじめ、新たな感染症の発生状況に応じて迅速に対応できる体制を構築していきたいと考えています。評価指標は、二次医療救急体制（輪番制）体制協力医療機関数です。現状9か所ございますが、これを令和7年度には10か所にしていくことを目標に掲げています。主要事業は、救急医療体制充実事業、地域医療推進事業です。救急医療体制充実事業については、急患診療所事業や休日救急医療対策事業など、そして地域医療推進事業には二次救急医療体制支援事業や地域外来・検査センター設置事業などがあります。基本事業1は以上です。

和氣病院局事務部次長兼総務課長 それでは基本事業2 市民病院の健全経営について御説明申し上げます。市民病院では、令和3年度に経営改革委員会を設置しました。委員の構成は、診療部、看護部、薬剤部、医療技術部、事務部の各部からなり、令和3年4月に新設した経営企画室が事務局となっております。現在、改善策の実行に向けて進行管理を行っております。黒字化の評価指標としては、病床稼働率の目標を90%、1か月当たり新規入院患者数の目標を380人としています。主要事業としては、市民病院運営事業と市民病院整備事業となります。産科や合併症の透析、救急や災害の医療の提供等に努めるとともに、近隣の医療機関との連携を図り、地域医療の確保に努めてまいります。また、診療の質の向上のための医療機器等の整備も継続して行ってまいります。これらの事業については、病院事業改革プランに基づき進めてまいります。新たなプランは今年度内に策定することとしております。以上です。

松尾数則分科会長 執行部の説明が終わりましたので、これから質疑を受けたいと思います。基本事業1、2全部まとめて、質疑を受けます。

大井淳一郎委員 目標指標で、市民病院における経常収支比率というのが挙がっているんですが、これを目標指標に掲げた理由を教えてください。

和氣病院局事務部次長兼総務課長 これは経常収支比率の黒字化ということで

ございますので、100%となりますと赤字が出ていないという状況で
ございます。ですから、目標としてはもう100%ということになりま
す。

大井淳一郎委員 これを挙げた理由を教えてください。私が言いたいのは、地
域医療体制の充実という施策を実現するために、経常収支比率を挙げた
理由を教えてくださいということです。

和氣病院局事務部次長兼総務課長 これまで市民病院の決算は赤字が続いてお
るわけなんですけど、このあるべき姿の中にも書いてございますが、継続
的かつ安定的に、安全・安心な医療を提供するという。そのためには、やはり経常収支の黒字化は必須であると考えたからでございます。

國森病院局次長兼事務部長 端的に申せば、稼働率90%で黒字化が図れると
いうことです。赤字化から脱却できるという数字で90%を目標と掲げ
たところでございます。

大井淳一郎委員 そうですね。

矢賀病院事業管理者 経常収支比率は重要視しています。その一つは、やはり
一昨年、統合再編すべき病院として全国で424病院が指定されまして、
山陽小野田市民病院もその一つになっております。この議論がこれから
どういうふうに展開していくかは、まだコロナの影響もあって不透明な
部分があるんですが、少なくとも再編統合されにくい病院のためには、
経常収支比率をできるだけいい経営状態に保っておく必要があるという
ふうに思っておりますことが一つとですね。もう一つは、これまで、新
病院建設して以来、一般財源からかなり補填してもらっています。税金
が投入されていますので、できるだけ自分たちの力で足で立てるよう
にということで、こういう目標を掲げております。

大井淳一郎委員 経常収支比率が悪くてもいいという意味で言っているわけ
ではなくて、あくまでも市民病院の健全経営の評価指標に入れるものかな
と思ったものですから、今の質問をさせていただきました。ですから、
経常収支比率の黒字化を図ることによって病院が存続することが、地域
医療体制の充実につながるという理解でよろしいですね。（「はい」と

呼ぶ者あり) それでは市民病院の健全経営を今質問させていただいたので、病床稼働率の目標値90%ということなんですが、これはなかなか厳しい。大体80%台がやっとなのかなと思うんですが、病床稼働率を90%にした根拠を教えてください。

矢賀病院事業管理者 これは大井委員がさっきおっしゃったように、これぐらいないと経常収支が黒字にならないということで、目標値として掲げております。この90%というのは、実現するためにはかなり努力を必要としますけれども、100%達成できない値ではないというふうに考えております。

山田伸幸委員 病床稼働率というのを言われました。90%を達成しようとしたときに、今の医療スタッフでこれを回せるのかどうなのか、その点の見通しはいかがでしょうか。

國森病院局次長兼事務部長 明日すぐに90%となると、やっぱり少し看護師を増やさなきゃいけませんけど、これは、じわじわ上げていくものですから、その人数に応じて、当然人員不足があれば募集していくことになります。

山田伸幸委員 今、全国的に医療スタッフの採用がなかなか難しいという状況がありますけれど、そういった影響というのも山陽小野田市民病院も受けてるんじゃないでしょうか。いかがですか。

和氣病院局事務部次長兼総務課長 正に、今山田委員がおっしゃったとおり、市民病院においても実際、現在看護師の募集をしておるところなんですが、なかなか応募がないという状況がございます。実際、市民病院においても、職員の確保については非常に苦労しておる状況でございます。

山田伸幸委員 やはりコロナ禍での診療体制において、医療スタッフに過重な負担が求められている割には報酬が少ないんじゃないかというのは、いろいろな評価があるんですけれど、そういった手当というのは出されたんでしょうか。

和氣病院局事務部次長兼総務課長 これにつきましては国に倣いまして、市民

病院においても、防疫等作業手当という名前なのですが、そういった業務を行った職員に対しては手当を支給しております。

山田伸幸委員 いや、一時的なものでなくて、やはり今の医療現場の事業の厳しさの割に賃金の評価が非常にまだまだ低いのではないかなというふうに思っているんですけど、今の採用とかを見たときに、その辺の不満が多いんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

國森病院局次長兼事務部長 今、随時募集で看護師を募集しております。毎年定例の新規採用等の募集については、毎年変わらないんですが、応募は来ております。ですから、今の環境がどうだから看護師として働きたくないという現象というのは起きてはおりません。

吉永美子委員 基本事業1の評価指標の中で、二次救急医療体制協力医療機関数が4年前と全く動かないというところで、現状値9か所を10か所に上げたいと。このなかなかこの一つというのが困難なところが見受けられますが、困難な理由とかあるんですか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 確かに9か所から10か所ということで、今増やすのは困難かというお話ございました。年に数回、宇部圏域内でこういう医療機関等、一緒に協議等も行っておりますが、やはりどちらの病院も医師の高齢化だとか医師不足の観点からなかなか二次救急を積極的にというのが難しい状況であるということ伺っております。

吉永美子委員 という状況にありながらも、評価指標として10か所にしたいというところは、どういう理由があるんですか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 正直申しまして、本当現状維持でも目標達成になるかなというのも考えましたが、なるべく強化していきたいという目標値ということで、一つ上乘せして10か所を目指したいということで設定いたしました。

吉永美子委員 それは大変だなと思いますね。それで下の基本事業2なんですけど、病床稼働率というところで、4年前の平成28年度で82.9%ということで、今年度で84.6%を目指しておられたわけですが、これは

令和2年度を出していただいています。令和元年度の現状値が分かれば、お知らせいただいてもいいですか。

藤本病院局総務課主幹 令和元年度の病床稼働率につきましては、年間通じて80.4%となっております。

吉永美子委員 今年度が分からないので、一概に言えないんですが、現実今、令和元年度から令和2年度の状況では下がっているという状況ですね。そこをやはり90%を目指すのは、先ほど御答弁で、経常収支が黒字にならない、決して無理な数字ではないということだったんですが、今年4月に経営企画室ができて90%に上げるために、経営企画室を中心にごどのような施策を行っていかれる予定なのかお聞かせいただけますか。

古川病院局経営企画室長 まず、90%に上げるために患者さんの確保が非常に重要となってまいります。現在、コロナが少し落ちつきましたので、先月から山陽小野田市内から宇部市、厚東川以西に位置しますクリニックを現在訪問をし始めております。ここでクリニックの院長先生方と面談を行いまして、現在患者さんを御紹介していただいているところで、更にこちらのほうに御紹介をいただきたいという紹介活動をしております。これによって患者さんを今後、更に増やしていきたいというふうに考えておるんですが、当然一度行ったきりでは患者さんが増えるということにはなりませんので、現在、計画的にクリニックを三つに分類いたしまして、各クリニックに地域連携室、それから経営企画室という形で分担して、それぞれ年に2回から4回程度の訪問スケジュールを組んで計画的に訪問させていただこうというふうに考えているところでございます。

吉永美子委員 そうするとこれからということでしょうか。

古川病院局経営企画室室長 既に先月から回っておりまして、今月も来週以降にスケジュールを組んでおります。それから、12月ももう既にスケジュールだけは組んでおりますので、10月から既にスタートしております。

吉永美子委員 既にスタートをしているということであれば、この病床稼働率

にこのクリニック訪問がよい影響を与えるという実感をされておられるということでしょうか。

古川病院局経営企画室室長 現在、まだ1か月程度しか経過しておりませんので、数字に見えて増えているというところはまだございません。ただ、10月末の段階で紹介患者の数を見ますと、先々月よりも若干増えているというのは、数値としては表れておりますが、果たしてこれが訪問したことによって増えたのかというところはまだちょっと検証ができておりません。

吉永美子委員 なかなか検証は難しいと思うんですけど、先ほどお聞きした令和元年度で80.4%、これは現在のところはこれ以上の数字になっていくというふうに捉えておられるのか、そのお考えをちょっと最後お聞きします。

古川病院局経営企画室室長 今日現在のところなんですけれども、本日、午前0時の段階で、75.8%まで持ち直しております。今月、まだ半分の15日しか経過しておりませんが、ここで73%まで回復をしております。これが、先ほども部長からお話がありましたが、一度に明日いきなり90%になるというものではございませんので、段階的に毎日の積み重ねで増やしていきたいというふうに考えております。

矢賀病院事業管理者 開業医の訪問がすぐにどれほどの効果があるかというのは、これは営業と同じですからやってみないと分からないというのが実情です。そういうことも大事ですし、もう一つは、やっぱり診療の内容を良くするという、改善をしないといけないということも問われています。これについては来年2月に病院機能評価を受けて、それでうちの病院が全国の標準等を満たしているかどうかというようなこともやるつもりでおります。また、これはもう既にやっておりますけれども、広報誌を充実させるとか、ホームページを充実させるとか、そういうこともこれまでも努力してきております。それでコロナの影響で、実態がすごく読みづらくなっています。一つは全国的にこの受診抑制がかかっており、入院患者も全国的に減って10%ぐらい減っているということがあって、それがまだ気分的にコロナが収まっても受診抑制が続いているということがございます。読みづらくなっているというのは、事

実ですけども、実感として入院してくる患者さんの数を見てると、この二、三年やってきたことが患者数の増加につながってるというような感じは持っておりません。

山田伸幸委員 基本事業1の二次救急医療体制協力医療機関が増えにくいということが先ほど説明がされたんですけど、今のこの体制で新型コロナウイルスの感染が先般から少し山陽小野田市内で目立って増えてきて、いわゆるその医療危機に落ち入るようなことが、これだけの医療機関が協力してくれれば、対処できるのかどうなのか、その点の見通しについてお答えください。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 まず大前提といたしまして、二次救急の医療機関と申しますのは、あくまでも休日だとか平日夜間の体制を整備するものであり、今委員がおっしゃられましたコロナの体制というのはまた別に県が医療を確保しておりますので、ちょっとイコールではないという前提で局長にバトンタッチします。

矢賀病院事業管理者 第5波のときは、コロナの影響でもう県内どこでもそうですけど、かなり逼迫状態で危ないかなと。宿泊施設なんかに入っている方でも酸素吸入が必要だったりとか、急変したりというようなことがあったように聞いています。だからあれ以上増えると、山陽小野田市民病院としても、一般医療を制限せざるを得ない状況に陥っていたというふうに思います。

山田伸幸委員 そのように言われたんですけど、市民病院でもそういう一般医療の制限をせざるを得なかったということなんですか。

國森病院局次長兼事務部長 県全体がそういう状況でありましたけど、結果的には一般医療を制限してはおりません。そういう危機感を持って取り組んだということです。

大井淳一朗委員 この話になるといつも、協力医療機関数を一定数置いていただいて、もうそれぞれの病院で尽力していただいているんですが、市民感覚からいくと、自分が救急にかかったときに受け入れをちゃんとしてもらえるのだろうかということがあって、別の病院あるいは市外の病院

に回されるって言い方は良くないですけど、行ってしまうということが結構問題だと思うんですよね。その辺の対応策というのは、今どのように捉えていますか、現状も含めて。

國森病院局次長兼事務部長 山陽小野田市内には入院協力病院が労災病院と市民病院と小野田赤十字病院がありますけど、よそに比べてかなり医療環境はいいんです。ただ、市内の者が市内の病院に行くということは御自分の意思で行くわけではありませんので、これは県にコロナ対策本部がありまして、症状とかいったもので急ぎ引受けてくれるとことか療養とか、そういったものを調整して決めてまいります。ですから、うちで選択するわけではありません。

矢賀病院事業管理者 いい質問だと思います。救急一般の話ですよ。ここでは二次医療圏で輪番制を敷いて、それで決めているということだと思うんです。山陽小野田市の患者さんは、気持ちとしては市民病院でできるだけ引き受けたいと思います。全部引き受けてあげたいぐらいのところなんですけども、やはりスタッフ、医師の数が少ないということと、それとどうしても患者さんのほうから見ても専門性を問われるというようなことがあります。例えば脳外科の患者さんを内科の医者が診たら、患者さんは満足しないというようなことが実際ございますので、それが一つです。もう一つはやっぱりほかの医療スタッフも当直制が敷けません。人数の関係で、すぐに検査ができないとか、すぐに放射線が取れないとか、そういうのはどうしても人数の関係で体制が取れず、呼出しになっているわけですね。だからそういう医療スタッフの労働条件を見ながらできる範囲でやっているということで、現状になっているんですけども、気持ちとしてはできるだけ診たいという気持ちではございます。

大井淳一郎委員 これは以前の話かもしれませんが、当直が内科系だったら外科は受けられない、外科系だったら内科が受けられないということがあったんですが、市民病院として現状はどうですか。

矢賀病院事業管理者 基本的にはそのようになっていると思います。外科の先生でも電話で話を聞いて、これは自分でも診れると言ったら、全部が全部こう杓子定規じゃなくて、診る先生もおると思います。

大井淳一郎委員 市内市外にこだわるわけではないんですが、やはり救急を要する場合、本当にすぐにでも病院に行かないといけないときに遠隔に行くと、本当、不測の事態が生じてはいけないものですから、できる限りその辺の受入れ体制をしっかりといただき、これまで以上にまたやっていただければと思います。

山田伸幸委員 目標指標が市民病院における経常収支比率というふうになっております。通常、市民病院の決算は貸借対照表が使われておりますけれど、これが経常収支比率を使われるというのはどういった理由でしょうか。

國森病院局次長兼事務部長 経常収支比率が損益計算書にありますけど、財務諸表ではそういう計算書が成績表になりますので、これを使っておりません。

松尾数則分科会長 経常収支比率というのは、当然、一般会計の繰入れなんかも含んだ数値ですよ。

國森病院局次長兼事務部長 医業収益だけじゃなくて、その他の収益も全部含んでいるので、全体の収支になります。先ほどの貸借対照とかキャッシュフローは、貸借対照は財産状況なり、キャッシュフローは現金が何に使われて幾ら残っているかという話ですから、やっぱり病院の収支の成績表というのは損益計算書になります。これを掲載しているところあります。

松尾数則分科会長 どなたか質疑ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしということで、それでは基本政策7地域医療体制の充実は、これをもって審査を終わります。どうもお疲れさまでした。10分ばかり休憩をおきまして、今度は審査番号⑤、地域づくりの推進に入りたいと思います。

午後1時30分 休憩

午後1時40分 再開

松尾数則分科会長 それは引き続き審査を行いたいと思います。審査番号⑤、基本施策1-1地域づくりの推進ということで審査を行います。まず、執行部の説明を求めます。

河上市民活動推進課長 市民活動推進課分の基本施策について御説明を申し上げます。42ページをお開きください。基本施策1-1地域づくりの推進について御説明いたします。2029年のあるべき姿につきましては、地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成された「地域運営組織（RMO）」において、主体的に作られた「地域経営の指針」に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に行われているとともに地域の特性を活かした新たな価値を創出していますとしております。現状と課題につきましては、一つ目といたしましては、地縁型コミュニティは、人口減少や少子高齢化等の影響により、団体の高齢化や小規模化が進行しています。持続的に地域の生活や暮らしを守るため「融合型コミュニティ」の仕組みづくりを進めることが必要です。二つ目が、地域の課題は複雑化、多様化しており、市（行政）だけでは対応できない課題が生じています。公共的なサービスを提供するNPO法人や市民活動団体の団体間の連携と裾野の拡大が必要です。三つ目が、地域の拠点は、行政の縦割り等により単一的な目的で設置されています。多様な地域課題の解決に市民が主体的かつ総合的に取り組むため、多機能化した活動の拠点が必要ですとしております。四つ目につきましては、こちらは地域活性化室の担当となりますので、割愛させていただきます。4年間の目標につきましては、協創によるまちづくりの構築、地域運営組織（RMO）の形成の推進、市民活動支援センターの機能の充実、単機能型施設から多機能型施設への進化、以降がまた地域活性化室の担当となりますので、割愛させていただきます。目標指標といたしましては、地域活動や地域イベントに参加している市民の割合といたしまして、総合計画策定に係るアンケートの数値を用いております。現状値64.5%に対して、目標値は65%といたしております。43ページをお開きください。基本事業の説明をさせていただきます。まず、基本事業1につきましては持続可能な地域づくりの推進としております。人口減少や少子高齢化の影響による「つながり」の希薄化により、地域団体の担い手不足が進行している中、多様な主体が参画し多様な視点でかつ自由な発想での地域課題解決に向けた取組を持続的に実践できる体制づくりの形成を推進いたします。評価指標につきましては、地域運営組織形成数、

現状値につきましては、まだ着手したばかりの事業となっておりますのでゼロです。そして、目標値につきましては、現在小学校区におきまして、この地域運営組織の形成の推進を図っているところでございますので、その数といたしまして11組織を挙げております。主要事業につきましては、地域運営組織推進事業となります。基本事業2につきましては市民活動の支援といたしております。地域自らが地域課題解決に向けた取組を実践できるよう支援を行い、市民活動の持続性の確保と充実を図ります。また、市民活動の情報を広く市民に紹介し、その活動の意義や社会的役割について理解や関心を深めるとともに、市民活動への参加を促します。評価指標といたしましては、市民活動団体数につきましては、現状値36団体を毎年10団体ずつ増加ができればということで、目標値は70団体といたしております。スマイルプランナーの登録者数につきましては、現状値275人・団体を、毎年50から55人・団体ほど増加増員することを考えておきまして、500人若しくは500団体ということで目標値を掲げております。主要事業につきましては、地域イベント・行事支援事業、自治会組織活性化事業、ふるさとづくり推進事業、市民活動支援事業となります。次の44ページをお開きください。基本事業3地域の拠点づくりの推進でございます。公民館を多機能型施設としての地域交流センターに移行し、多様な地域課題の解決に市民が主体的かつ総合的に取り組むための地域の拠点づくりを推進します。評価指標につきましては、地域課題解決に向けた講座等としておきまして、現在、公民館で行っております各種講座419講座を更に拡大できるよう努め、470講座といたしております。主要事業は地域交流センター推進事業としております。基本事業4につきましては、先ほど申し上げましたが、地域活性化室の事業となりますので、説明は割愛させていただきます。関連する個別計画につきましては、先ほどの地域の拠点づくりの推進に関わるようになりますが、山陽小野田市公共施設個別施設計画となります。説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いたします。

松尾数則分科会長 執行部の説明が終わりましたので、委員からの質疑を受けます。

大井淳一郎委員 目標指標について、アンケート調査結果報告書のおそらく21ページの問23に基づいて作られてるんですが、前期計画では地域振

興諸行事の参加人数となっておりますが、指標を変えられた理由について教えてください。

河上市民活動推進課長 指標を変えた理由というのが、やはりこの地域の活動のイベント等に参加していただく割合が増えることによって、この地域への参加意識、地域づくりの参加意識がいかに醸成されているか、関心を持っていただいているかということが図れるのではということで、この指標に変更をさせていただいております。

大井淳一郎委員 前期も今回もこの参加の意味なんですが、単に見に行ったというものが参加なのか、それとも実際に運営に携わるといえるのか、バザーとかを担当する、そういったものを持って参加といえるのか。この意義は前期と今回で違うのか、一緒なのかも含めてお答えください。

河上市民活動推進課長 今回につきましては地域活動ということになりますので、この企画運営等に関わるものということになるかと思えますし、地域イベントということであれば、一般参加者のことになるかと思えます。したがって、両方を足したものということになるかと思っております。

吉永美子委員 4年間の目標の中の3番目ですね、市民活動支援センターの機能充実ということなんですが、それに関連して右のページに評価指標として挙げておられると思うんですけども、これは具体的にどのようなことをして、機能の充実を4年間で図ろうとされているのでしょうか。

河上市民活動推進課長 この市民活動団体の増加に関わることとなりますが、今、市民活動支援センターにつきましては、登録し、その登録団体をホームページで掲載するということまでしか現在取り組んでいないような状況です。この団体の育成並びに団体の活動の支援というのは、一般的によく「ヒト、モノ、カネ」ということで言えますけれども、こういった支援というのが必要不可欠だというふうに考えております。つきましては、この市民活動団体に登録していただいた団体につきましては、ホームページ等で団体の紹介はもちろんのことでございますけれども、必要であれば、会員の募集の内容も掲載する、あるいはお金の面につきましては、国あるいは昨今では企業等によりまして、こういった地域の

団体の補助金制度をかなり多数ございますので、こういったものを現在集約しているところがございます。これを随時、各団体にお知らせし、この登録のメリットといたしますか、こういったのを生かしながら、会員団体数の増加を図ってまいりたいというふうに思っております。

吉永美子委員 そうすると、そういう企業等の補助金制度をお知らせしていくということは市独自でホームページにアップする以外の支援は、現在は考えておられないということでしょうか。

河上市民活動推進課長 ホームページにつきましては、取り急ぎ一覧的なものを掲載させていただこうというふうに思っております。その登録団体につきましては、随時また毎年、補助金の募集が開始されるようになるかどうかと思いますが、その都度、お知らせをする郵便あるいはメール等で個別のお知らせをさせていただこうというふうに考えております。

吉永美子委員 今聞いたのは、補助金制度とかお知らせするということですが、市のそういった補助制度と金銭的な支援も含めた機能充実は考えていないということですね。

河上市民活動推進課長 現在市単独での補助制度というのは、この市民活動の団体登録に対しては考えておりません。

吉永美子委員 そうすると、活動団体にとって、これから市民活動支援センターが某所にできていくとなるとまた状況が変わっていくかもしれませんが、現在のこの評価指標という中で、毎年10市民活動団体数をアップしていくんだということでございますが、市としては市民活動団体と称するものが幾つあると認識しておられますか。

河上市民活動推進課長 まず県民活動団体数ですが、県に登録されている団体が180ございます。またそれ以外にも、各地域で活動しておられる団体が多数あるかというふうに思っております。現在これについては、今後の地域運営組織に関わる関係で調査中ではありますが、かなりの団体数があるかというふうには考えております。

吉永美子委員 であれば、これから先やはり目標値がもっと上がっていくこと

を期待いたします。そして下段なんですけど、スマイルプランナーの登録者数ということで、これは単位が人と団体となっておりますが、これはどちらなんですか。

河上市民活動推進課長 このスマイルプランナー制度は、個人での登録または団体での登録、2通りございまして、この2通りをもって合わせた数値をここに記載をしておるところでございます。

吉永美子委員 現状として、令和3年度275人・団体の内訳はどうなっているんでしょうか。

河上市民活動推進課長 個人が223人、団体が52団体となっております。

吉永美子委員 では、それを令和7年度の500人・団体というのはどういう考え方ですか。

河上市民活動推進課長 これにつきましても、個人は50、団体は5、毎年登録を増やしていくことができるといふふうに考えております。その手法につきましても、このスマイルプランナーの活動報告書を毎年提出していただいているところでございます。この中におきまして、スマイルプランナーの皆さんが何を求めておられるのかというのを、今回しっかりと分析をさせていただいているところでございます。その中に多数意見があったのが、スマイルプランナー同士の交流の場、あるいは活動の紹介がございました。ついては、できれば今年度に一回でも交流の場、スマイルプランナー同士の交流の場を持ちたいなというふうに考えておりますが、この交流の場を持つことによって横のつながりを確保し、また、新たな方々への参加の増進につなげていくことができるといふふうに思っております。

吉永美子委員 スマイルプランナーの交流というのは一回されましたよね。私も登録してはいますが、知らないところでスマイルプランナーの交流があったということを新聞とかで見て、全くスマイルプランナーに対しては、こういうことを代表でしましたよとか、そういった御報告がなかったように思うんですよ。そのようなところがやっぱり大事ではないだろうかと思うんですが、いかがですか。

河上市民活動推進課長 吉永委員おっしゃるとおりだというふうに思っております。この交流の場を実施する際においては、しっかり周知活動に努めてまいりたいというふうに思っております。

山田伸幸委員 問題はこの地域運営組織がもう市民の中に受け入れられているのかどうか、その点の見解を教えてください。

河上市民活動推進課長 まずこの地域運営組織が市民の皆様、地域の皆様に受け入れられているかということについては、まだまだというところだというふうに考えております。現在、今年度におきましてフォーラムそれから地域での各地域での説明会といいますか、お願いといいますか、そういったものをさせていただいたところでございます。今後また我々が地域に出向いて、地域の課題解決に向けた取組、あるいは10年後に持続的に地域づくりができるような体制づくり等についてお話をさせていただき、この地域運営組織についても事例等も踏まえながら、お話をさせていただければなというふうに思っております。

白井健一郎副分科会長 基本事業2の市民活動団体なんですけれども、先ほどちょっとすごく大きな数を言われて、そんなにあるんだとびっくりしました。あとほっとしたんですけれども、その中の現状が令和3年度で36団体というのは、どういう特定というか認定というか、どういうことで36団体に絞ったんでしょうか。

西崎市民活動推進課課長補佐 36団体といいますのは、市民活動推進課で市民活動支援団体の登録制度を設けておりますので、市に登録があった団体数でございます。先ほど県民活動団体の県の調査に出しておる180団体といいますのは、NPO法人であるとか、社会福祉協議会のボランティア団体であるとか、そういったものを含めた県民活動と捉えて数字を報告させていただいております。

白井健一郎副分科会長 ということは令和7年度で70団体と倍になっていますけど、これもあながち無理ではないといいますか、その潜在力というのは市としてあるということですね。

西崎市民活動推進課課長補佐 委員おっしゃるとおりでございます。

山田伸幸委員 今の説明からすると、市民活動をしている団体を後付けで地域運営組織に組み入れていくということなんでしょうか。

河上市民活動推進課長 この市民活動団体の登録に対して、直接この地域運営組織に関わってほしいということではありませんが、この地域運営組織は多様な方々に参画していただいて効果の出る組織だろうというふうに思っております。ついては、地域の方々がそういった団体との連携、融合等を望まれる必要性を感じておられるということであるならば、そことのつなぎ役ということで我々がお話をさせていただいて、可能であれば、その中に参画していただくというような方向性になるかと思いません。

福田勝政委員 4年間の目標の中の単機能型施設から多機能型施設への進化の説明を具体的にお願いします。

河上市民活動推進課長 これは、現在公民館でいろんな講座をやっておりますけれども、この数字でございます。

福田勝政委員 43ページに主要事業ありますね。地域イベント・行事支援事業またふるさとづくり推進事業の説明を一つずつお願いいたします。

西崎市民活動推進課課長補佐 主要事業の地域イベント・行事支援事業につきましては、市内で行われております各種イベント等に対する補助制度の意味を含めております事業でございます。自治会組織活性化事業につきましては、各自治会に対する活動費の補助金といったものに関する事業でございます。ふるさとづくり推進事業につきましては、市のふるさとづくり協議会であるとか、各校区のふるさとづくり協議会に対する補助制度の事業でございます。

白井健一郎副分科会長 これは質問というより、私はどうしてもちょっと理解できないんです。理解できないというか、頭が追い付いていないというか、まず、人口減少や少子高齢化の影響による課題解決のために、地域運営組織というのが必要なんだということですね。小学校区で11組

織を目標としていると、まだ現状はゼロだということですね。それから、地域の課題が複雑化、多様化しているので、現在のNPO法人や市民活動団体の団体間の連携を考えるとというのが、基本事業2の市民活動団体を現状36団体から70団体に増やすと。それから基本事業3ですけれども、公民館で地域課題解決に向けた講座等を現状で419講座、目標値として令和7年度は470講座ということなんですけど、これがどうもしっくりかみ合わないんです。多分、具体例を出していただいたら、分かってくると思うんです。これは私も勉強不足かもしれませんが、どうでしょうか。

河上市民活動推進課長 基本事業の反対から行くようになりますが、まず基本事業3の指標、地域課題解決に向けた講座等は先ほども申しあげましたけれども、公民館で行っております各種講座となります。この各種講座につきましては、地域の課題等、例えば防災とか環境とか高齢者の問題とかそういったことをテーマにした学習等、趣味的な習い事、講座この2通りがございます。前者につきましては、この地域の課題がどのようなものがあるのかということと地域の方々にはしっかり知っていただく、学んでいただくということが主な目的となります。そのことによりまして、地域の課題解決に向けた取組の人づくりという言葉を使わせていただいておりますけれども、人づくりができればと。ひいては、この市民活動団体に参画あるいは地域運営組織に参画して、地域づくりの担い手となっただけであればということが目的でございます。もう一つ、今の趣味的な講座につきましては、これは横のつながり、今まで知らなかった方が仲よくなるといいますか、こういったことが大きな目的の一つであろうというふうに思っております。このつながりができることによって、そのグループが一つの目的になって市民活動団体等に発展していただければうれしいなというところを狙いとしております。それから、続きましてこの基本事業2になりますけれども、それぞれこの市民活動団体というのは、いろんなテーマ、目的を持ってやっておられる団体となります。例えば、高齢者の関わり、困っている高齢者を助けようとか、あるいは環境問題にしっかり関わっていこう、あるいは趣味的なものを高めようとかそういった団体はありますけれども、この団体等を育成することによって、より地域のつながりが構築され、またそれぞれの団体が地域づくり、地域課題解決に向けた取組になるのかというふうに考えております。そして最後の地域運営組織でございますが、この地域運営

組織につきましては、こういった団体あるいは個人、様々な多様な方々が参加をして地域の課題解決に向けた取組を進めていこうという新たな取組となります。

山田伸幸委員　さらっと説明されたんですけど、基本事業3の頭に「公民館を多機能型施設としての地域交流センターに移行し」というふうにあるんですが、もう公民館法が適用される公民館はなくすということでしょうか。

河上市民活動推進課長　これはまた地域交流センターの具体的な方向性は改めて議会で御審議いただくというふうに考えておりますが、今の方向性といたしましては、公民館を進化させるというイメージでおります。目的については、公民館というのは人づくり先ほど申し上げました各種講座を提供して人づくりを担う施設となりますけれども、これを更に地域づくり、あるいはまちづくりを目的とした施設にしていこうと、地域の拠点としていこうということが目的でございます。したがって、公民館の機能については、現在の公民館の機能につきましては、地域交流センター化した後も継承もしくはより充実させた方向性で進めていくことができるといふふうに考えております。

山田伸幸委員　という説明からすると、公民館法の適用を残すということでしょうか。

川崎市民部長　課長が申しましたとおり、公民館の地域センターに移行することについては、また別途議会で御審議をいただくように議案として上げさせていただいて、御審査いただく予定としております。この基本計画には方向性として、今もう既に地域交流センターという文言で記載しておりますが、万が一その後審査によって御承認が得られない場合には当然この文言も変わってくるのかなというふうに思っております。今の市としての方向性は公民館を地域交流センターに移行ということで進めておりますので、また別途御審査いただく内容と同じ整合性をとるために、そういった方向性の文言を挙げさせていただいております。

山田伸幸委員　公民館には多くの公民館クラブ活動をされておられる団体があるんですが、それらがその地域交流センターで活動する市民団体という

ことになるんですか。

河上市民活動推進課長 この公民館クラブについても12月に御審査いただこうと思っておりますが、名称は変わるかもしれませんが、継承していく考えでおります。市民活動団体に移行するということではありませんけれども、公民館クラブが活性化して更に地域貢献をしていただけるというような流れになれば是非とも登録していただければ、ありがたいなというふうに思っております。

大井淳一郎委員 今ここで出たので、拠点づくりの推進で地域課題解決に向けた講座等ということで、今言われた公民館の講座がそのままの数字なのか、思うに先ほど課長から話がありましたようにいわゆる生涯学習も地域課題の解決かというと思うんですよね。そういうものをのけた数字なのか、全部含めた数字なのか、これを説明してください。

河上市民活動推進課長 公民館で主催をしている全ての講座となります。

大井淳一郎委員 重複しますが、そうすると今言われた趣味とか、横のつながりがあるからとか言われましたけれども、地域課題解決に関わるとは思えないんですけどね。いわゆる生涯学習ですね、ヨガとかカラオケとか囲碁とか、写真もそうですよね。地域課題解決ではないんじゃないですか。「等」の一元化によるのかもしれないけど、これについて説明してください。

河上市民活動推進課長 先ほど申しあげましたように、そこでのつながりを構築することによりまして、また地域への参加等につなげていくことができるというふうに思っております。この指標のところには、確かにこの地域課題解決に向けた講座に直接関わるかどうか微妙なところがありましたので、「等」という言葉をつけさせていただいております。

山田伸幸委員 42ページの現状と課題のところ、融合型コミュニティの仕組みづくりというふうになっております。これは今言った説明を表わすのがこの融合型コミュニティということでしょうか。

河上市民活動推進課長 この融合型コミュニティにつきましては、昨年度末に

策定いたしました、協創によるまちづくりの推進指針に定義をされているところがございます。各種団体あるいは多様な方々が一体となって地域づくりをすることによって、新しい価値観、イノベーションという言葉を使っておりますけれども、イノベーションが目指されるというものであります。これはいかに連携強化を図っていくことが今後の大きな課題であろうというふうに考えております。

山田伸幸委員 今後この説明等が行われていくと思うんですけれど、私の聞いた範囲では、この地域運営組織自体が非常に認識されにくい状況がまだに残っていると思っているんです。特にもう公民館をなくしていくというふうな方向になると、今まで公民館活動されておられる方々が大丈夫かという心配も持たれるかと思うんですけれど、その辺の私の今思っている危惧というのは持つ必要はない、もう十分解決できるんだというふうにお考えでしょうか。

河上市民活動推進課長 まず地域運営組織の形成と地域交流センターの設置は別物ではないんですけど、別の施策、ここで言うところの基本事業1と基本事業3でございますので、この辺をちょっと分けて考えていただければなというふうに思っております。まず地域運営組織につきましては、山田委員おっしゃるとおり、まず最初に地域の課題が様々ありますということで、その認識を少しでも持っていただければということで説明をさせていただいた関係上、なかなか地域運営組織は具体的にどうなのかというのが、まだまだというか、ほとんど理解していただけてないような状況であろうというふうに思っております。今後のプロセスといたしまして、現在地域カルテというのを作成しております。地域カルテとはどういったものかといいますと、例えば人口の現状、あるいは今後の人口の推計といったものを市としては人口ビジョンということで皆さんにお知らせさせていただいているところですが、各地域のそれぞれの人口の推計等を作成いたしまして、地域の皆さんにその現状を認識していただく、あるいはもっと細かいところと言いますと、病院がこの地域にはどれだけあるよ、スーパーがどれだけあるよというようなものを地図に落として、また、この辺もお知らせしていこうと。そしてその上で、どういったものがその地域において課題なのかというのを皆さんで共有していただきたいというふうに考えております。また並行して、なかなか地域運営組織のイメージが湧かないというところがございますので、

先進地事例等を御紹介させていただく中で、それを参考にさせていただきながら、その課題に取り組む体制を皆さんと一緒に考えていくことができれば、その中で地域運営組織について認識していただければなというふうに思っております。地域交流センターにつきましては、先ほども少し申し上げましたけれども、公民館で現在行っております公民館クラブ、あるいは利用していただいている団体には継続的に行う予定としております。そのまま継承していき、また充実させていきたいというふうに考えておりますので、その点において、地域の皆様方に御不便をお掛けするようなことはないというふうに考えております。

山田伸幸委員 今地域の課題をいろいろ書き出したり、あるいは地図に落としたりというふうなことを言われましたけれど、それは誰が担うんですか。地域の人が担うんですか。

河上市民活動推進課長 担うといいますか、まずはこういった現状であるこれからこういうふうになるというところをみんなで共有していこう。地域で共有していこうということが目的でございます。

山田伸幸委員 今までそんなことをやったことないと思うんですけど、今まで経験があったとしたら、地域で見守りが必要な高齢者を誰が見守るか、どのような支援が必要かということをやったことはあります。社協がやっている三者交流なんかではそういったことをやってきているんですが、これはまちづくり、まちの現状を把握して問題解決をしようということなんです。一番の課題はそれを誰が担うのかということだと思っております。うまくいってるところなんかは、そこに職員が張りつけられております。別の地域では、地域おこし協力隊、そういった人が張りついているんですが、山陽小野田市ではどのように考えていますか。

河上市民活動推進課長 この運用そして課題解決に向けた取組については山田委員がおっしゃるように、行政的な支援というのが必要となってくるといふふうに思っております。この地域交流センターがその役割を担うといふふうに考え、それを進めてまいりたいというふうに思っております。今後どのような業務が発生するのかということを経験しながら体制についても検討してまいりたいというふうに思っております。

白井健一郎副分科会長 地域運営組織について、もう一言言いたいです。多様な主体が参画するは分かります。そうなれば、多様な視点で自由な発想というのも分かるんですが、それで地域課題を解決するというのは例えば専門家の何か知恵とか、それは論理的に進まないと思うんですよね。どうなんでしょうか。うまくいくんでしょうか。

河上市民活動推進課長 副分科会長おっしゃるとおりでございます。例えばさっき山田委員おっしゃった高齢者の問題は、かなり具体的な対応等が必要となってきまして、当然その専門家の意見等が必要となってこようというふうに思っております。そういう観点からいたしますと、もう地域に完全にお任せするというのではなくして、行政側も各種専門機関といいますか、専門各課がございますので、この職員と連携しながら課題解決に向けた取組を地域でどのようにしていったらいいかというのを一緒に話し合っただけ進めることができるといふふうに思っております。

山田伸幸委員 やはりこれは専任の者がいないと、私はとても無理ではないのかと思います。成功例というのはやはり職員、あるいは地域おこし協力隊に登録されている人がかなり力を入れて取り組んでうまく回している例は知っておりますけれど、山陽小野田市の場合、このRMOに人が派遣されるのかどうか。それはまだ展望はついていないということでしょうか。

川崎市民部長 ここにつきましては担当部署でもいろいろ先進地であるとか、そういったところを研究しておるところでございます。やはり委員が言われるようにそのコーディネーター的な地域コーディネーターというような役割は必要なのではないかというふうに認識しております。そこについては、もちろん関係課とも協議しながら、担当部署でも必要性は感じておりますので、すぐさまいろんなところに配置というのは難しいとは思っておりますが、必要性は感じておるところでございます。

山田伸幸委員 下関市でも同様の取組が今進められておまして、うちの近所の方がそれに入ってやっておられるんですよね。どうせなら山陽小野田市でやってやというふうに言ったんですけれども。やっぱり山陽小野田市の立ち上がりが遅いということ、それから何をしたいかが分からない。やはり行政の方針がきちんと具体的に示されていないということが、

なかなか前に進んでいかない。地域に投げて、次は皆さんやってくださいよでは絶対進まないと思っています。第二層協議体というのが社協を中心にやられていますけれど、これも私は動かない団体、組織を作ってしまったというふうに思っているんです。名前だけ、ここでRMOを立ち上げました。あなたたちにお任せと言われて、もうはそれで終わってしまうような気がするんですね。そうされるなら何のためにここまで担当課が苦勞して立ち上げ、提案をしているのかということになってくるんです。そういった事業を進めるには立ち上がりの物すごい大きなエネルギーが必要だと思います。それについては具体的に何かこのような手だてを考えているというのがあるのでしょうか。

河上市民活動推進課長 まずこの目的そのものにつきましては、この地域運営組織を形成することが目的ではなく、地域課題の解決に向けた持続的な取組ができるような地域社会づくりが大きな目的となります。あくまでこの地域運営組織の形成は、手段といいますか手法であって、この手法を用いながらこの目的が達成されないと、山田委員おっしゃるとおり意味のないものとなってきます。したがって、この目的が達成できるような地域への支援も含めて体制づくりもしっかりと検討してまいりたいというふうに思っております。

奥良秀委員 今の一番の話は手法ということなので、このRMOというのは、あくまで目標値が11団体である中で、いろんな形態ができてくるような感じでよろしいんですね。一つの型にはまるのではなくて、地域の課題を解決するためのRMOということでいろんな形があるということ認識してよろしいでしょうか。

河上市民活動推進課長 奥委員おっしゃるとおりでございます、要は地域の方々がやりやすい、運用しやすいそして取り組みやすい組織形成を行うのが一番望ましい形だというふうに思っておりますので、このような形ということで、我々が押しつけるようなことは行いません。

松尾数則分科会長 だいたい意見も煮詰まったみたいですので、意見がなければ、基本政策11地域づくりの推進は、ここで審査を打ち切りたいと思います。（「なし」と呼ぶ者あり）基本施策11地域づくりの推進は、以上をもって審査を終わります。どうもお疲れさまでした。40分まで

休憩します。

午後 2 時 3 0 分 休憩

午後 2 時 4 0 分 再開

松尾数則分科会長 それでは早速審査に入りたいと思っております。審査番号⑥、基本施策 1 2 人権尊重のまちづくりについて、まず執行部の説明を求めます。

河上市民活動推進課長 それでは基本施策 1 2 人権尊重のまちづくりについて御説明申し上げます。46 ページをお開きください。2029 年のあるべき姿といたしましては、幅広い人権課題への対応や、一層の人権尊重を踏まえた行政の推進など、人権に関する総合的な取組を推進し、「市民一人一人の人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現に向けた取組が行われています。また、多様な考え方や知識、経験を持った人々が互いの違いを認め尊重し、その能力が最大限発揮できる機会を創出できる環境により、まちづくりのイノベーションが生み出され始めています。現状と課題につきましては、人権の尊重は全ての人に関わる重要な課題です。市民一人一人が生まれながらもつ権利について学び、自らのこととして考え、感じる思いを具現化できるよう活動へつなぐことが必要です。女性をはじめとする多様な人材の活躍は、少子高齢化の中で人材を確保し、持続的な社会の構築及びイノベーションの創出に必要です。配偶者、パートナーからの暴力など人権被害に対する相談体制の充実を図り、人権侵害への迅速な対応が求められています。4 年間の目標につきましては、人権教育・啓発の推進、市民の人権意識の涵養、男女共同参画の推進、人権擁護活動の推進、DV 相談員の設置による相談・擁護体制の強化としております。目標指標につきましては、指標を一人一人の権利が守られていると感じている市民の割合として、総合計画によるアンケートによるものとしております。現状値が 59.1 点に対して、微増であります。目標値 60 点といたしております。47 ページをお開きください。基本事業 1 人権教育・啓発の推進です。差別や偏見のない一人一人の人権が尊重された心豊かな社会をつくるため、学校・家庭・地域・職場など様々な場を通じて人権教育、人権啓発を推進します。評価指標といたしましては、指標を人権啓発活動事業の参加者数としておりまし

て、令和2年度の1万5,725人を令和7年度は1万7,000人を目標値といたしております。基本事業2につきましては、人権擁護体制の充実です。関係機関と連携しながら配偶者・パートナーからの暴力(DV)など人権被害に対する相談体制の充実を図り、人権被害者への迅速な救済に努めます。また、相談員の傾聴の技術や二次被害防止を含めた研修等により資質向上を図り、被害者が安心して相談のできる体制を推進いたします。評価指標は、DV相談件数といたしております。令和2年度42件を、目標値60件といたしております。主要事業につきましては人権擁護活動推進事業、人権相談事業としております。次の48ページをお開きください。基本事業3男女共同参画社会の推進です。性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる機会が確保され、互いに社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参加できる事業の実施や支援に取り組みます。評価指標は、男女共同参画事業参加者数といたしております。令和元年度80人を目標値100人といたしております。主要事業は男女共同参画事業、関連する個別計画といたしましては、第3次さんようおのだ男女共同参画プランとしております。説明は以上でございます。御審査のほど、お願いいたします。

松尾数則分科会長 執行部の説明が終わりましたので、委員から質疑を受けたいと思います。

大井淳一郎委員 目標指標ですね。前期は審議会の女性委員の割合が入っていましたが、達成率を見ると決して達成が十分されていないんです。評価シートを見ると、審議会の女性委員の割合を人権尊重のまちづくりの推進度合いの指標にすることについては検討が必要ということで今回外されましたが、理由を教えてください。

河上市民活動推進課長 まず、この人権問題、人権課題というのは男女だけではなくて様々な人権課題がございます。そういった中におきまして、全般論といたしまして、一人一人の権利が守られていると感じている市民の割合ということで目標指標として掲げさせていただきました。なお、各審議会等の委員の男女割合については、来年度、男女共同参画プランを改定する予定としております。そちらのほうで、しっかりと明記してまいりたいというふうに考えております。

大井淳一郎委員 その審議会の女性委員の割合を目標指標に掲げなくてもいいのではないかということで、基本事業3の男女共同参画社会の推進の評価指標の中にも加えることができるのかなと思ったんですが、そちらに加えなかった理由は何ですか。そちらは検討されなかったんですか。

河上市民活動推進課長 この評価指標につきましては、なかなか分野が広くて、ここに掲載するのはなかなか難しいところではありました。かつ、この評価指標の数値については、今回の総合計画では毎年、数値が上がるものということでございましたので、男女共同参画事業、男女共同参画の日の事業の参加者数とさせていただいたところです。男女審議会を軽視しているわけではなくして、これも一緒に含めたものとして、先ほど申し上げました男女共同参画プランの中でしっかり目標として掲げてまいりたいというふうに思っております。

吉永美子委員 基本事業1の評価指標の中に前は二つ掲げておられて、人権啓発活動事業の実施回数ということを挙げておられました。これを消された理由と、平成33年度つまり今年度になりますが、130回という目標を立てておられました。これについては達成できたのかどうかも含めてお知らせください。

河上市民活動推進課長 まず、実施回数だとその内容といいますか、参加者が実際少なければ実際効果がないことが考えられます。ついては、いかにどれだけの方々が人権啓発、人権教育活動に参加したか、そしてこういったものを受講したかということが大きな指標となるであろうということで、今回参加者数として変えさせていただいたところがございます。令和3年度の目標値130回につきましては、現在のところまだコロナの関係で確定ができておりませんので、何とも言えない状況ではございますが、令和2年度の実績につきましては、126回実施をしております。

吉永美子委員 分かりました。それでは、この二つ目に掲げておられたのが一つだけになったわけですが、今言われた人権啓発活動事業の参加者数ですね。これを今年度で1万8,000人を目指しておられたんですが、令和7年度で4年後に1,000人減らしたという形にされたのは、前

進んでいるようにどうしても見えないんですけど、その点いかがでしょうか。

河上市民活動推進課長 コロナ禍でなかなか実施ができていないという現状の中で、少なくとも今の昨年度の現状値より上げていこうという思いの中で1万7,000人とさせていただいたつもりですが、前回の部分からすると確かに若干下がっているというふうには考えております。この1万7,000人を1万8,000人に近づけるように事業を積極的に行う中で努力してまいりたいというふうに思っております。

吉永美子委員 それでは基本事業の2点目なんですが、このDVの相談ということで、もう一つの特設人権相談所の開設回数をなくして一つにされたというところですが、この理由はいかがでしょうか。

河上市民活動推進課長 先ほどと同様な考え方となりますけれども、活動回数だけではなかなか効果というのが分かりにくいというところで、実際に相談に来られた件数を評価指標として掲げさせていただいたところがございます。

吉永美子委員 そうなると、DVの相談件数が前回なかったなら分かるんですが前回は載っていて削られたから、なぜでしょうと聞いてます。

河上市民活動推進課長 なかなか開設回数では、評価がしにくいという観点から削りました。

吉永美子委員 評価は難しいということですが、実績としてお聞きします。今年度29回ということで、平成28年度も29回ということで、年に29回行うという認識でされてきたと思います。実績としてはいかがでしょう。

河上市民活動推進課長 令和元年度につきましては29回実施させていただいているところですが、令和2年度につきましては、コロナの感染防止対策を勘案する中で、一部中止とさせていただいている中で16回させていただいております。

吉永美子委員 分かりました。ちょっと小さいことなんですけど、評価指標で
前はDVの相談に対して対応件数と出されていたんですよ。今回は相
談件数ということで「対応」をあえて消された理由は何でしょうか。

河上市民活動推進課長 これは正直なところいろいろ悩んだところではあるん
ですけれども、対応するのは当然のことであろうというところで、評価
指標には掲げにくいなというところで外させていただいたところござ
います。

山田伸幸委員 人権啓発活動事業の参加者数ということで基本事業1に掲げら
れていますが、これはこういった研修をやりますよということで集まっ
た方ではないですよ。何かの集まりに出かけて行って、そこで人権教
育をするという形ではないんでしょうか。いかがでしょうか。

河上市民活動推進課長 この数値につきましては、教育委員会が行っておりま
す人権教育等も含まれておりまして、小学校、中学校、高校等で行っ
ている人権教育、あるいは企業が行っておられます人権教育の参加者数が
含まれております。

白井健一郎副分科会長 まず、目標指標や評価指標からいきますけど、今確認
したら全て後退しているんですよ。ほかの委員がもう言いましたけど、
内容を見ても目標指標が二つだったのが一つになったりとか、内容面
でもちょっと後退してるように見えるんですけど、そうは思いませんか。

河上市民活動推進課長 まず評価指標を削除した等については評価に値しない
といいますか、余り評価とならないような指標であるからということで、
先ほど御説明申し上げた通りとなります。数字が若干下がっている部分
につきましては、コロナということもあるんですが、現状値を勘案する
中で考えた数値でございます。この現状値よりもより多くの方々にこの
人権教育、人権啓発を推進してまいりたいというような気持ちの中
でつくった数字でございますので、後ろ向きという気持ちではござい
ません。御理解ください。

白井健一郎副分科会長 分かりました。では個別に、まず基本事業1ですけれ
ども、評価指標の人権啓発活動事業の参加者数は本市でのことですね、

当然。本市6万1,000人の人口で1万5,000人が現状値ということで、参加していると。非常に多く感じるんですけども、毎年毎年これだけ実績を積みながら、市民の皆さんが正しい人権意識を持たれているなら、はっきり言ってこれ啓発事業ですからしなくてもいいんですよ、みんな持っていればね。毎回毎回これだけの人数がありながら、どうなんでしょうか。人権意識として山陽小野田市はほかの市と比べて高いと思われますか、ちょっと難しい質問ですけど。これだけの人数で毎年毎年やっていて、結果は出ていると思われませんか。

河上市民活動推進課長 この結果につきましては、なかなか判断しにくい案件であろうというふうに思っております。できる限り分かりやすいものである指標として、この目標指標のところの総合計画策定に係るアンケートの結果を用いているところでございます。しかしながら、やはり学校での人権教育、あるいは企業での人権教育という観点、あるいは地域での人権教育は数字的には測りにくい部分ではありますけれども、少しずつではありますけれども効果が出ているというふうに思っておりますし、少なくとも、後退はしていないというふうには考えております。

白井健一郎副分科会長 分かりました。少しずつ効果が出ているという言葉に信頼するとしてですね。次に具体的な活動事業内容ですけど、例えば図書館とかに子供たちが人権の絵を描きましたということで、貼ったりしているんですけど、そういうことをイメージすればよろしいんでしょうか。

河上市民活動推進課長 活動内容につきましては様々な講師を招いて、講演会研修会を行うということもありませんし、副会長がおっしゃったような子供たちのポスターを書いていただくことによって人権意識の醸成を図る事業もございます。様々でございますけれども、いろんな分野において討議を行うことによって、この人権意識、人権教育啓発の推進を図ってまいりたいというふうに思っております。

白井健一郎副分科会長 人権意識というか、絶対他人を傷つけてはいけないなとか、これ言うてはいけないなというそういうことというのは、やっぱり強烈な鮮明な何か記憶というか、体験を経てないとなかなか身につかないものだと思うんですよ。だから毎年毎年絵を描いていても、ひま

わりの絵とか書いたりしても、どれだけ効果があるのかと。ちょっと私には分かりません。ではちょっと次に行きます。基本事業2は、これは先ほど質問が出ましたが、この人権擁護体制の充実というのは、DVだけを一応対象としていると考えていいんですか。

河上市民活動推進課長 すみません。「など」ということでくくっておりますけれども、本市におきましても、現在法務局からの委嘱となる人権擁護委員が10人ほどいらっしゃいます。この方々が人権相談というのを市役所あるいは厚狭複合施設で定期的に行っておりますものも、この事業についても人権擁護体制の充実という中に含まれる言葉になります。

白井健一郎副分科会長 人権擁護委員さんのそういう相談も、結構多岐にわたるからDVに限ったものじゃないということですね。分かりました。基本事業3に行きますけど、男女共同参画社会の推進です。まず、これは御意見を伺いたいんですけど、男女共同参画というのは、この中にもいろんな立場があると思うんですね。男女平等とか、あるいは女性の開放とか言い方いろいろありますけど、いろんな立場があると思うんですが、執行部はどのような立場を取っているんですか。ちょっと言いにくいかもしれませんが、例えば具体例を挙げますと、例えば性教育、女性の性教育について進めたほうが良いという立場もあります。あるいはそれは行き過ぎだと、そういうのを子供たちに教えるべきではないという立場もあります。あるいは、性別にかかわらずと書いていますが、最近宇部市でも取り上げられてLGBTQの方に対して、パートナーシップ制度というのを作るという立場もありますし、作るべきではないという立場もありますが、その点はどういう立場をお取りですか。

河上市民活動推進課長 まず性教育につきましては、教育部局、学校教育等で適宜判断されて対応されておられるというふうに思っておりますので、私からの回答は控えさせていただきます。それから、LGBTQにつきましては、副会長おっしゃるように宇部市が先進的に取組を始められたところがございます。国でもLGBT法案が一度出されましたけど、否決されたという経緯があります。しかしながら、このLGBTについては少数でありながらも、そういった方々がいらっしゃるということで何らかの方向性というのを考えていかなければならない。今現在、研究をしているところがございますけれども、どのようにしていくかというの

を今後しっかり考えて、事業化等も検討してまいりたいなというふうに思っております。

白井健一郎副分科会長 前半の性教育の点ですけど、これは所管が違うというよりは、やはり行政として統一性を持たれるべきじゃないんでしょうか。

河上市民活動推進課長 繰り返して恐縮ですが、こちらのほうは教育委員会の方向性に合わせたものということになります。

白井健一郎副分科会長 今日は総論的な話をしているということなのであえてお聞きしますが、基本施策12人権尊重のまちづくりとあります。この場合の人権というのは、どういうものを考えていらっしゃるのでしょうか。例えば、基本的人権というのが憲法であります。民事上には人格権とか保護法益というものがあります。あるいはその普通世間一般のちょっと悪いイメージとして捉えられているのは、いわゆる同和問題を人権という場合もあります。いろいろあるわけですね。その辺はどう考えでしょうか。

河上市民活動推進課長 これにつきましては、山口県が人権推進指針を策定しております。この中に16項目の人権課題があるとされておりまして。この16項目が人権課題として捉えながら、この人権尊重のまちづくりを進めてまいりたいというふうに思っております。

白井健一郎副分科会長 その16項目というのをちょっと具体的に教えていただかないと、全くイメージできないので、それは何々の自由とかそういう形で、何々の人権という形で16項目あるということですか。

河上市民活動推進課長 もうずばり人権問題ということで、障害者の問題とか高齢者の問題、アイヌの問題、先ほど少しおっしゃいました同和の問題も含まれております。今回、この基本事業3のところの男女共同参画に関する問題も含まれております。そのほか昨今で言うところのインターネットにおける問題、外国人の問題、環境問題、拉致問題等も含まれております。

山田伸幸委員 基本事業2のところ、DV相談員の傾聴の技術、二次被害防

止を含めた研修等ということはあるんですけど、これはこういう相談を受けられる方は何人ぐらいいらっしゃるんですか。

河上市民活動推進課長 このDV相談員として任命しておりますのは1人となっております。

山田伸幸委員 その方は、傾聴の技術、あるいは様々な支援も含めて、県の事業につなげるとか、そういった様々な知識をお持ちで十分な対応ができるような方なんでしょうか。

河上市民活動推進課長 まず先ほど1人ということで、申し上げましたが専任が1人ということで、兼任はまた他に市の職員も兼任をしております。大変失礼しました。この傾聴の技術、二次被害防止等の研修、スキルがあるかどうかということですけども、今現在研修をしっかりとる中でスキルアップに努めているところでございます。

山田伸幸委員 私も以前こういう相談を受けたことがあるんですけど、その人の心のケアというのが一番大きいんですね。あと相談内容そのものはいいんですけど、やはり一番は心を落ち着かせて客観的に物が言えるようになるということフォローするのが一番大変なんですよ。そういった方が安心して相談できるような、例えば、心が落ち着くようなそういう部屋で相談を受けられるのか。そういう雰囲気づくりも必要だと思っ

河上市民活動推進課長 まず場所の問題ですけども、これにつきましては個室を使って相談を受ける体制といたしております。雰囲気そのものということですが、私自身が入るわけにはいきませんので、細かな雰囲気まで感じ取ることがなかなか難しいところでもありますけれども、実際今の相談を受けた場合において、この相談員が相談を受ける時間が1件につき2時間、3時間はゆうに掛かるというようなこととなっております。ついては、しっかりと話を聞いているというふうに私は解釈しておりますし、このDV相談員だけでは解決できることじゃない案件が非常に多くございます。この辺につきましては、子育て支援課あるいは高齢福祉課等の専門機関とつないで一緒になって相談を受ける体制としておりますので、すぐさま解決できない案件もたくさんありますけれども、

しっかりとした対応はできているというふうに感じております。

奥良秀委員 基本事業1の人権教育のことなんですけど、この現状値の数字を出すのはとても多分難しいんだろうと思うんですよ。例えば、今日そういうふうな人権の勉強をして、またすぐ1年後にはまた新しいものが多分出てくる。そういったような教育になると思うので、こういう状況で少しでも上書きができるような形のものをやっていけばいいのかなと思っています。実際問題、数字に捉われることなく、どんどんどんどんやっていけるような状況というのがいいと思うんですよ。だから今回はこういうふうな評価指標なんですけど、できればこういうふうな人権の教育とか、啓発活動された際にアンケートを取られて、そのアンケートで満足であったり勉強になったりしたとか、そういうふうなことを重視されて、今後に活かされたほうがいいと思うんですけど、いかがでしょうか。

河上市民活動推進課長 大変貴重な御意見ありがとうございます。アンケートをしっかりと今後積極的に取りまして、どのような意識になったか、そういった感想等をお伺いしまして、またそれを次の機会に反省点を含めて対応してまいりたいというふうに思っております。ありがとうございます。

奥良秀委員 とても貴重なことだと思いますし、やはり市民は何回も何回も行くことによって、人権というのは自分のスキルアップというか、勉強になっていくと思いますので、その辺は努めていっていただきたいと思います。次に、基本事業3の男女共同参画なんですけど、この現状値の80人というのと目標値の100人というのが間違っていたら教えてほしいんですが、年に一回どこかのホールで集められて講和を聞いたり、そういうところでやられている人数なんですか。いかがでしょうか。

河上市民活動推進課長 御指摘のとおりでございます。

奥良秀委員 そうであるならば、確か寒い時期に多分やられていると思いますので、もう少し気候がいい時期に大きなホールでしていただいて、こういうふうなことに興味がある人というのは絶対いると思いますし、私も議員になってほとんど出させてもらっているんですけど、どうしても女

性の比率が高い。だから、男女共同参画であるのであれば、男性もやはりどんどん入っていただいてお互いがお互いを勉強してもらう場にしてもらわないと困りますので、目標値100人というのが、もう今変えられないと思いますけど、どんどんどんどんそういうふうな大きい会場でいろんなイベントができるようなことを考えていただきたいと思いますんですけど、いかがでしょうか。

河上市民活動推進課長 ありがとうございます。時期についてはしっかりと検討してまいりたいというふうに思っております。これは女団連との共催事業となりますので、こちらの役員さん等にも御指導いただいた御助言をお伝えし、検討してまいりたいというふうに思っております。また多くの方々にこういった研修を受けていただきたい。これは、私どもも同様の気持ちでございますので、この目標値以上に参加していただけるような魅力ある講座、そして周知等もしっかり行ってまいりたいというふうに思っております。ありがとうございます。

奥良秀委員 男性が聞いてもすごくいい話というか、心に残るような話がたくさんあると思いますので、是非そのようにお願いしたいと思います。

吉永美子委員 女団連と話が出たんですけど、基本事業の3で前回のときに、主要事業の中で評価指標も違ってはいたんですが、男女共同参画事業ともう一つのこの女性団体、いわゆる女団連の協議会等の支援事業というのは主要事業の中に入っていたんですけど、今回はなぜないんでしょうか。

河上市民活動推進課長 女団連の支援事業も継続的に行っております。特に省いたというつもりではありませんが、男女共同参画というのが大きな目的であろうということで、事業を一本化で挙げておるところでございます。

吉永美子委員 前期計画を作るときには主要事業として女団連の支援事業も考えたけど、今回はそこまで挙げることはないというところで認識の違いですか。

河上市民活動推進課長 男女共同参画を目的とした団体でありますので、この

中に網羅されているというつもりで、ここの男女共同参画事業ということ
とで書かせていただいております。

松尾数則分科会長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）よろしければ、
この基本施策12人権尊重のまちづくりの審査は終わりたいと思います。
どうもお疲れさまでした。そして続けて、10分ぐらい休憩をして25
分から審査番号⑦を行います。

午後3時15分 休憩

午後3時25分 再開

松尾数則分科会長 それでは、基本施策14国際交流・地域間交流の推進につ
いて審査を行います。それでは、執行部の説明を求めます。

河上市民活動推進課長 まず、説明に入らせていただく前に修正がございます
ので、修正のほどをお願いできればと思います。57ページの評価指標、
国際交流推進事業の参加者数の現状値の年度のところはR3になってお
りますが、R1に修正をお願いします。それから、この下の基本事業2
につきましても同様に現状値R3となっておりますところをR2と修正
を、R3をR2に修正をお願いできればと思います。大変申し訳ありま
せんでした。それでは、基本施策14国際交流・地域間交流の推進につ
いて御説明申し上げます。56ページをお開きください。2029年の
あるべき姿につきましては、社会のグローバル化が進む中で、市民が文
化や価値観の異なる人々と交流し、異文化に対する理解が深まり、地域
全体が異質な文化を受け入れやすい環境が整っています。さらに、多様
な視点から見た地域社会・文化の再構築につながり始めています。現状
と課題につきましては、外国人は本市において増加傾向にあり、日本語
能力が十分でないこと等から、地域社会との間であつれき、摩擦が生じ
ています。外国人を地域の一員として受け入れる多文化共生社会の構築
が必要です。グローバル化が進む現代社会において、本市の将来を担う
青少年は国際的な視野を持って世界の多様な文化や価値観を踏まえ、柔
軟に新しい取組を考え実行できる能力の醸成が必要です。4年間の目標
につきましては、市民レベルでの国際交流の促進、多文化共生の推進、
日本語教室開催への支援、外国人相談体制の充実、市民レベルでの国際

交流の促進、国際感覚豊かな人材の育成、姉妹都市との交流促進としております。目標指標につきましては、国際交流や多文化共生事業の満足度の割合としておりまして、教室、講座等受講後のアンケートを令和3年度の現状値92.3%を目標値95%としております。57ページをお開きください。基本事業1国際交流・地域間交流の推進です。国際交流・地域間交流の機会の充実を図り相互理解を促進することで、国際感覚豊かな人材の育成を図ります。評価指標につきましては国際交流推進事業の参加者数としておりまして、先ほど修正をお願いしましたところになります。令和元年度の194人に対して、令和7年度は200人としております。基本事業2につきましては多文化共生の推進でございます。市内在住の外国人に、地域の人々との交流の機会や日本語学習の機会を提供することにより、多文化共生社会の構築を図ります。評価指標につきましては、多文化共生事業参加者数としておりまして、令和2年度の111人に対して令和7年度は150人を目標としております。説明は以上でございます。御審査のほど、よろしく願いいたします。

松尾数則分科会長 以上で執行部の説明が終わりましたので、委員のほうの質疑を求めます。

大井淳一郎委員 いつもの質問をします。目標指標ですね。今回満足度の割合なんです。前期は例の姉妹都市の交流回数ということでしたが、これに差し替えた理由を、併せて姉妹交流の実態というか、これはこれであろうがなかろうが大事な事業なので、これについても併せてお答えください。

河上市民活動推進課長 目標指標につきましては、なかなか回数ではその指標、市民の満足度等が測りにくいところから、感じた割合、満足度の数値とさせていただいて、回数は削除させていただきました。この国際交流事業の状況でございますが、令和2年度につきましては、新型コロナウイルスの感染防止対策の観点から、中学生の海外派遣事業等を中止しております。

大井淳一郎委員 コロナ禍で中止はやむを得ない判断だと思うんですけど、当時議会でも、もちろん感染拡大してはいけないことなので、中止はやむを得ないんですが、オンライン等で対応できるのではないかと、できるこ

とからやればいいのではないかという指摘をさせていただいたこともあります。今後、なかなかコロナ禍で今向こうも状況が良くないということもあるかもしれませんが、オンラインでの対応、活用した交流事業というのは考えられたらどうでしょうか。

河上市民活動推進課長 オンラインを活用した交流につきましては実は今年度、当初にモートンベイと実施しようということで話を進めておりました。しかしながら、モートンベイのほうがコロナによりましてロックダウンとなったため、学校に来ること自体も困難であるということから、一時中止とさせていただいております。また、来年度につきましては、なかなかまだコロナのことがありますので、派遣事業は難しいのではないかなというふうには考えておりますが、その代替といいますか、つながりを継続していくためにも、ウェブでの交流事業を検討してまいりたいというふうに思っております。

吉永美子委員 それでは基本事業1なのですが、この令和元年度で評価指標として194人とされています。この内容について教えていただきたいということと、令和7年度までの間で6人しか目標として増を考えておられないという理由、それともう1点は先ほどと同じ考え方もかもしれませんが、主要事業の中で地域間交流推進事業が割愛されている点についての3点を聞かせください。

河上市民活動推進課長 まず、この現状値の実績の内容でございます。中学生の派遣事業、それから市内在住の外国人とのふれあいバスツアー、中国語講座、世界料理教室、ホームステイの補助金交付等を行った実績としております。それから人数の増加が少ないのではということでもありますけれども、本来であればもっと増やしていきたいというふうには考えておりますが、なかなかこの予算の範囲内ということがありますので、大幅な人数増加というのは難しいかなというふうに考えまして、この人数としております。それから地域間交流については、秩父市との交流ということになるかと思っておりますけれども、しばらくの間行っていないような状況です。今後ここには掲げておりませんが、せっかくのつながりでございますので、私どものほうから何らかアクションを起こして、つながりづくりを再構築できればというふうには考えております。

吉永美子委員 今の200人にする、6人しか増やさないとこの理由の中で予算と言われたんですが、その予算の関係でこんな状況になってしまうほど予算が掛かるものなんですか。

河上市民活動推進課長 この国際交流の推進の一番核となる中学生の派遣事業については、かなり金額が予算として支出されることになろうかと思えます。

吉永美子委員 逆に言うと中学生の分というのはそんなにたくさんの人数が関係しないじゃないですか。中学生そのものはですよ。ほかにいろんな事業を言われましたよね。それがそんなにお金が掛かるんでしょうかという意味で聞いています、ふれあい事業とか。

河上市民活動推進課長 確かに他の事業については、特段講師料等のみ、あるいは用紙の消耗品等になりますので、大幅にお金が掛かるものではありません。しかし、なかなか人数が集まらないというところがありまして、取り急ぎ人数とさせていただいておりますが、この200人ということに限らず増加できるような取組を努力してまいりたいというふうに思っております。

吉永美子委員 お願いします。そして次の基本事業2なんですが、多文化共生ということで、以前の前期計画にはないものが載ってきて、これは大変いいことだと思います。ほかの外国の方との交流、また日本語を学んでいただく機会を多くすること、いつだったかの新聞に厚狭地区でも始めたと載っていました。この日本語教室等の参加者数ということで、令和元年度111人という、この内容についてお知らせいただくと助かります。

河上市民活動推進課長 これは実際の延べ人数になりますけれども、外国人の方、そしてボランティアあるいはコーディネーターの方のトータルの人数となります。

吉永美子委員 もう少し詳しく説明ください。

河上市民活動推進課長 失礼しました。まず厚狭のほうが外国人の方が54人、

日本人の方、ボランティアそしてコーディネーターの方も含めて53人となっております。あと高千帆公民館でも行ってございまして、ここの人数がですね、大変申し訳ありません。コーディネーターさんにお任せしてる部分もありまして、はっきり分からないような状況です。

吉永美子委員 今のは厚狭地域で111人ということですね。現状値の111人についてお願いします。

河上市民活動推進課長 大変失礼しました。申し訳ありません。今年度の数字でした。厚狭のほうが延べ数で58人、そして小野田のほうが延べ数で53人でございます。内訳が、一部ちょっと外国の方と日本人の方の内訳がはっきり分からない部分がありますけれども、おおよそ半々ぐらいで御参加していただいているような形で進めております。

吉永美子委員 そうすると今言われた人数というのは、一回行ったことで、こういった111人が対象として行われたということですか。その内訳です。

河上市民活動推進課長 計5回でございます。

吉永美子委員 そうすると先ほどの基本事業1の評価指標と違って、かなり人数を増やそうという、111人を150人にされようとしています。これはどのように到達するのか、また先ほどと違って予算という言い方をされましたので、予算というのは関わらないでできるということでしょうか。先ほどと大きく違うので聞きます。

河上市民活動推進課長 まず、昨今、山陽小野田市に居住している外国人の方が多くなっているというのが、大きな課題というふうに考えております。したがって、この回数を増やしてまいりたい。それを踏まえた数値としております。予算につきましては、先ほどと同様にコーディネーターにお願いしながら運営をしている関係上、コーディネーターの講師料ということで支出してございまして、比較的安価で運営できているというふうに考えております。

山田伸幸委員 最初のところで、4年間の目標で日本語教育への支援、相談体

制ということで、時々窓口に会社の方が連れて来られるんでしょうかね、何人か外国の方を連れてこられて、窓口の対応、住民登録か外国人登録か何かしてると思うんですけど、今どれぐらいの言語があそこで対応できるんでしょうか。

河上市民活動推進課長 どれだけの言語が対応できるかというのは、把握していないんですけども、日本に来られる方については、割とある程度の日本語を理解している方が多いというふうに考えております。つきましては、やさしい日本語という言葉を使っておりますけれども、よりかみ砕いた日本語で対応する、あるいは資料づくり等を努めているところでございます。具体的な例を申し上げますと、昨年度、各自治会に配っているごみカレンダーをインターネットにアップしておりますけど、この分野において契約とやさしい日本語版というのを作成しまして、ごみの出し方が分からない外国人の方等に活用していただくような体制を取っておるところでございます。

山田伸幸委員 一時期、私どもの公民館クラブの活動に飛び込みで外国人の方が来られて、日本の文化に触れたいということで、平仮名だったら分かるということですね。こちらが何語をしゃべろうかと悩んでいたら向こうが日本語で言ってくれたので、助かったんです。そういった国際交流といいますかね、その青年は非常に積極的に絡んできてくれたんですけど、ただ問題は青年が置かれている労働環境のことで、なんか苦しみを持っているらしいことを言っていたんですけど。そういったときに、そういった相談に乗れるような体制というのはあるんでしょうか。

河上市民活動推進課長 私どもで今想定をしておりますのが、外国の方の日常生活の困り事という相談体制が充実できればというふうに考えておるところでございます。したがって、労働環境というところまで、今現在想定をしていない状況でありまして、ただ悩み事等があつてそれをお伺いして、何かにつなげることはできるのかなというふうには考えております。

山田伸幸委員 特に日本の全体課題として問題になっている外国人実習生の問題ですね。当然そういったものも出てきたときにやはり企業にお返しするのではなくて、離れたところではないと日本の恥が広がるだけになっ

てしまうようにも思うわけですが、そういった対応までできるものですか。

河上市民活動推進課長 先ほど申し上げましたように、私どもで想定しておりますのは日常生活における困り事というふうに想定をしております。労働環境につきましては、また直接的な窓口については商工労働課と他の課ということになろうかと思imasので、ちょっとその回答については差し控えさせていただきたいと思imas。先ほど言いましたように何かそういった機関につなぐという役割は、一定の部分できるかというふうに思っていますので、そこまでの役割ができるような体制づくりに努めていければなというふうに思っています。今現在ではまだまだそこまで至ってないというような状況です。

山田伸幸委員 以前、観光のところで随分やったんですけど、しきりに4か国語のパンフレットづくりというふうにやっていたんですけど、今みんなスマホを持っていますので、スマホで会話もできるわけですね。その辺で、そういった対応ができるような窓口にしておく必要があるんじゃないかなと思うんですけど、そういう検討はされてないですか。

河上市民活動推進課長 今現在は検討に至っておりませんが、外国人の在住者が増える中でそういった問題がどんどん大きくなっていくというふうに考えておりますので、今後しっかり研究してまいりたいというふうに思imas。ありがとうございます。

白井健一郎副分科会長 基本施策14国際交流・地域間交流の推進ということで、日本人の山陽小野田市民の目線で、国際交流が進めばなんか人間的な心も豊かになれるし、何か豊かな文化を育めるというような方向で書いているのは分かるんですけども、山田委員が言われたように外国人の方から見れば果たしてどれだけ住みよい日々を送れているのかという点。これはただ私が想像しても仕方ないので、まずお聞きしたいんですけど、私は日の出に住んでいまして、例えば大塚の団地なんかで自転車で20代、30代ぐらいの若い女性3人ぐらいの中国人のグループがいるんです。中国語をしゃべっているから中国人だなと分かるんですけども、若い20代ぐらいの人はベトナム人だと思うんです。というのも、赤い帽子に星一つの帽子を被っているのでベトナム人じゃないかなと思

うんです。そういう方々を見て、こういう人たちもいるんだなというぐ
らいの想像なんです。私が考えるに彼らは労働者として来ているんじゃ
ないかと思うんですけど、その辺の例えば山陽小野田市に住んでる外国
人の属性といいますか、国籍だとか何のためにここに来たのかとか、そ
ういうことの把握というのはどうなんでしょうか。

河上市民活動推進課長 私どもといたしましては、あくまで外国人がこちら日
本に山陽小野田市に在住しておられるということのみの把握で、そこ
の交流、そして多文化の共生という観点から考えておりますので、ど
ちらにお勤めでどういうふうな仕事をおられるかということについて
は把握しておりません。ただ、どこの国籍であるかということについま
しては把握しておりまして、現在韓国の方が一番多い。その次がベトナ
ムの方というような形となっております。

白井健一郎副分科会長 分かりました。今世界に目を広げれば、移民とか難民
問題というのがかなり多くなっていますが、山陽小野田市はまだそこま
で問題がはっきりしてないと。分かりませんが、私はそういうふうな
認識なんですけど、違うかもしれません。多文化共生についてですけど、
例えば、東京の新宿区では成人式に外国人国籍というか外国にルーツを
持つ人が1割は来るといいます。そうなった場合は、たくさんの文化が
共に生きる、多文化共生なんですけど、まだ山陽小野田市の場合は圧倒
的な日本人とごくごく少数の外国人という形になっていると思うんです
ね。だからやっぱりそういうときは、どうしても対等に考えるんじゃな
くて、やっぱり外国人の人権といいますか、どれだけ住みよい生活を保
障というか、考えるかということが大切になってくると思うわけなんで
す。あともう1点。例えば大雨とかあるいは地震があったときに避難所
にみんな行くわけですけど、そこで例えば外国人の人たちはその言葉と
いうのは分からない。だから、例えば御飯ももらいに行けないし、水も
もらいに行けないという状況がよく言われるんですけど、その点につい
て何か方策などありますか。

松尾数則分科会長 範囲外のところは省いてもいいですよ。

河上市民活動推進課長 私どもといたしましては、住んでいる方々との交流を
促進するというのがまず第一の目的でありまして、そこでの困りごとと

かを、いろいろ話を聞かしていただく中でつながりを深めていくというところが目的でございます。今の避難所での問題につきましては、社会福祉課の範ちゅうとなろうかと思imasuので、回答はちょっと控えさせていただきますというふうに思imasu。申し訳ありません。

大井淳一郎委員 いずれにしても、今白井副会長が言われたことは重要なことですので、そこで出された悩み等はしっかりと、今の外国人の災害時対応として、しっかり捉えてつなげていただくようお願いいたします。

松尾数則分科会長 要望ですね。そのほか質疑はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければこれで基本政策14国際交流地域間交流の推進については、審査を終わりたいと思imasu。どうもお疲れさまでした。

午後3時50分 散会

令和3年11月16日

総合計画審査特別委員会民生福祉分科会長 松尾数則